

資 料

平成 2 1 年 1 月 2 8 日

会計基準をめぐる国際的動向
(2008. 12～)

コンバージェンスと同等性評価

EUの同等性評価活動 →

- EU指令採択 → (03年, 04年)
- 欧州証券規制当局委員会
による「技術的助言」 → (05年7月)
- 日-欧州委モニタリング会合開始 → (06年11月)

← 日本のコンバージェンス活動

- (05年1月) ← ASBJ(企業会計基準委員会)とIASB(国際会計基準審議会)が、コンバージェンスプログラム開始
- (06年7月) ← 企業会計審議会の意見書「会計基準の国際的なコンバージェンスについて」
ASBJが工程表を公表
- (06年10月) ←
- (07年8月) ← 東京合意
- (07年12月) ← ASBJが、東京合意に基づいた新たな工程表を公表
- (08年12月) ← ASBJが短期コンバージェンス完了

東京合意 → ASBJは、グローバルな基準設定プロセスに統合化。

- 2005年に、欧州証券規制当局委員会が助言を行った事項については、主要な差異を解消するか、同様の基準を作成する。
- 他の事項の解決のため、2011年6月30日を目標期日とする。
- 国際的基準設定に日本のより大きな貢献を提供するため、協力を強化する。


平成21年1月7日


金融庁


欧州連合(EU)における会計基準の同等性評価について

欧州連合(EU)の欧州委員会は、先般(平成20年12月12日)、会計基準の同等性評価の最終決定を行い、日本の会計基準については、米国会計基準と並び、EUにおいて採用されている国際会計基準と同等であると発表しておりますが、今般、欧州委員会規則及び決定が平成20年12月19日のEU官報に掲載されました。

資料:  概要- 欧州連合(EU)による会計基準の同等性評価について(PDF: 74K)

別紙1:  詳細- 欧州連合(EU)による会計基準の同等性評価について(PDF: 86K)

別紙2:  同等性評価に関するこれまでの金融庁の取組み等(PDF: 58K)

※EU官報は欧州委員会(EC)のニュースリリース  よりご覧いただけます。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

総務企画局企業開示課

(内線3811、3663)

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government

Copyright(C) 2009 金融庁 All Rights Reserved.

平成 21 年 1 月 7 日
金 融 庁

欧州連合（EU）による会計基準の同等性評価について

欧州連合（EU）の欧州委員会は、先般（平成 20 年 12 月 12 日）、会計基準の同等性評価の最終決定を行い、日本の会計基準について、米国会計基準と並び、EUにおいて採用されている国際会計基準と同等であると発表しておりますが、今般、下記の欧州委員会規則及び決定を 12 月 19 日の EU 官報に掲載しました。

- ・ 目論見書指令（2003/71/EC）を施行する 2004 年欧州委員会規則第 809 号を改正する 2008 年欧州委員会規則 1289 号（12 月 12 日付）
- ・ 第三国の証券発行者による連結財務諸表作成のための第三国の会計基準及び国際会計基準の使用に関する欧州委員会決定（12 月 12 日付）

本規則及び決定では、日本の会計基準については、概要、以下のとおり記載されています。

2007 年 8 月、企業会計基準委員会（ASBJ）及び国際会計基準審議会（IASB）は、日本会計基準と国際会計基準の重要な差異を 2008 年までに、残りの差異を 2011 年までにそれぞれ解消するとの合意を公表した。日本の当局は、EU の発行者の国際会計基準による財務報告に対し、（我が国で公開する場合）数値調整措置を求めている。このため、2009 年 1 月 1 日以降、日本の会計基準については、（EUにおいて採用されている）国際会計基準と同等と考えることが適切である。

欧州連合（EU）による会計基準の同等性評価について

- EU では、「目論見書指令」（2003 年 12 月採択）及び「透明性指令」（2004 年 12 月採択）に基づき、EU 域外企業に対し、当初 2007 年 1 月から、その後 2009 年 1 月から、EU において採用されている国際会計基準又はこれと同等な会計基準の使用の義務化を予定していたところ。
- このため、2004 年以降、我が国関係者は、会計基準のコンバージェンスや EU の同等性評価への対応を進めてきた。別紙 2
- こうした我が国の対応等を踏まえ、本年 12 月 12 日、欧州委員会は、会計基準の同等性評価の最終決定を行い、我が国会計基準については、米国会計基準と並び、国際会計基準と同等であるとの結論に達し、これを公表した。
- これを受け、12 月 19 日に、下記の欧州委員会規則及び決定が公表された。
 - ・ 目論見書指令（2003/71/EC）を施行する 2004 年欧州委員会規則第 809 号を改正する 2008 年欧州委員会規則 1289 号（12 月 12 日付）
 - ・ 第三国の証券発行者による連結財務諸表作成のための第三国の会計基準及び国際会計基準の使用に関する欧州委員会決定（12 月 12 日付）
- この中で、EU において採用されている国際会計基準及び国際会計基準（注）に加え、日本の会計基準及び米国の会計基準については、国際会計基準と同等と認め、引き続き利用可能としている。

（注）これに準拠している旨を監査済財務諸表の注記において、明示的かつ十分に記載している場合。
- その他、中国、カナダ、韓国、インドの各会計基準については、最終的に同等との決定は行われていないものの、2012 年 1 月から開始する財務年度以前の期間においては、修正再表示及び会計基準の相違に関する定性的な記述の義務が免除されている。
- 今後、欧州委員会は、欧州証券規制当局委員会（CESR）の技術的協力を得た上で、各国における国際会計基準への移行に向けた努力を注視するとともに、

収れんの過程において域外当局との活発な対話を求めていくこととしている。また、2009 年中には、欧州議会と欧州証券委員会に対し、進捗状況を報告する予定としている。

- なお、当該国において、会計基準について、国際会計基準への移行 (Changeover) が行われた場合には、同等との評価が廃止される予定としている。

同等性評価に関するこれまでの金融庁の取組み等

(URLは金融庁ホームページ公表資料へのリンク先)

- ・ 2004. 11. 18 CESRの公聴会への参加
<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/f-20041118-1.html>
- ・ 2004. 12. 21 CESRの概念ペーパー案に対するコメントレター
<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/f-20041221-2.html>
- ・ 2005. 5. 27 CESRの助言案に対するコメントレター
<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/f-20050527-4.html>
- ・ 2005. 7. 8 CESRの助言（第1次）
- ・ 2006. 11. 27 第1回日EU会計基準の動向に関するモニタリング会合
<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20061127.html>
- ・ 2007. 3. 23, 26 第2回日EU会計基準・監査の動向に関するモニタリング会合
<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20070327.html>
- ・ 2007. 5. 8 CESRの同等性評価の手続案に対するコメントレター
<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20070511.html>
- ・ 2007. 6. 13 山本金融担当大臣が欧州委員会マクリーヴィ委員と面会
<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20070614.html>
- ・ 2007. 11. 28 第3回日EU会計基準・監査の動向に関するモニタリング会合
<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20071204.html>
- ・ 2008. 1. 21 CESRの助言案に関する公聴会への参加
- ・ 2008. 2. 25 CESRの助言案に対するコメントレター
<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20080307-2.html>
- ・ 2008. 3. 3 第4回日EU会計基準・監査の動向に関するモニタリング会合
<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20080307-1.html>
- ・ 2008. 2. 25 CESRの助言案へのコメント・レターの発出
<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20080307-2.html>
- ・ 2008. 4. 22 欧州委員会の作業報告書の公表
<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20080501.html>
- ・ 2008. 5. 26 第5回日EU会計基準・監査の動向に関するモニタリング会合
<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20080530.html>
- ・ 2008. 6. 11 欧州委員会の規則改正案・決定案の公表
<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20080701.html>

- ・ 2008. 10. 7 欧州議会・経済通貨委員会の採択
<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20081008.html>
- ・ 2008. 12. 12 同等性評価に係る欧州委員会の決定
<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20081215.html>

COMMISSION REGULATION (EC) No 1289/2008

of 12 December 2008

amending Commission Regulation (EC) No 809/2004 implementing Directive 2003/71/EC of the European Parliament and of the Council as regards elements related to prospectuses and advertisements

(Text with EEA relevance)

THE COMMISSION OF THE EUROPEAN COMMUNITIES,

Having regard to the Treaty establishing the European Community,

Having regard to Directive 2003/71/EC of the European Parliament and of the Council of 4 November 2003 on the prospectus to be published when securities are offered to the public or admitted to trading and amending Directive 2001/34/EC⁽¹⁾, and in particular Article 7(1) thereof,

Whereas:

(1) Regulation (EC) No 1606/2002 of the European Parliament and of the Council of 19 July 2002 on the application of international accounting standards⁽²⁾ requires companies governed by the law of a Member State, whose securities are admitted to trading on a regulated market in any Member State, to prepare their consolidated accounts in accordance with International Accounting Standards, now commonly referred to as International Financial Reporting Standards, adopted pursuant to Regulation (EC) No 1606/2002 (hereinafter referred to as adopted IFRS), for each financial year starting on or after 1 January 2005.

(2) Commission Regulation (EC) No 809/2004 of 29 April 2004 implementing Directive 2003/71/EC of the European Parliament and of the Council as regards information contained in prospectuses as well as the format, incorporation by reference and publication of such prospectuses and dissemination of advertisements⁽³⁾ requires third country issuers to prepare the historical financial information in prospectuses for offer of securities to the public or the admission of securities to trading on a regulated market in accordance with adopted IFRS or with the national accounting standards of a third country equivalent to these standards.

(3) In order to assess the equivalence of the Generally Accepted Accounting Principles (GAAP) of a third country with adopted IFRS, Commission Regulation

(EC) No 1569/2007 of 21 December 2007 establishing a mechanism for the determination of equivalence of accounting standards applied by third country issuers of securities pursuant to Directives 2003/71/EC and 2004/109/EC of the European Parliament and of the Council⁽⁴⁾ provides for the definition of equivalence and establishes a mechanism for the determination of equivalence of GAAP of a third country. Regulation (EC) No 1569/2007 also requires that the Commission decision permit Community issuers to use IFRS adopted pursuant to Regulation (EC) No 1606/2002 in the third country concerned.

(4) Financial statements drawn up in accordance with IFRS as issued by the International Accounting Standards Board (IASB) provide users of these statements with a sufficient level of information to enable them to make an informed assessment of the assets and liabilities, financial position, profit and losses and prospects of an issuer. Therefore, it is appropriate to allow third country issuers to use IFRS as issued by the IASB within the Community.

(5) In December 2007 the Commission consulted the Committee of European Securities Regulators (CESR) with regard to the technical assessment of the equivalence of the Generally Accepted Accounting Principles (GAAP) of the United States, China and Japan. In March 2008 the Commission extended the consultation with regard to the GAAPs of South Korea, Canada and India.

(6) In its advice delivered in March, May 2008 and in October 2008 respectively, CESR recommended finding US GAAP and Japanese GAAP equivalent to IFRS for use within the Community. Furthermore, CESR recommended the acceptance of financial statements using GAAPs of China, Canada, South Korea and India within the Community on a temporary basis, until no longer than 31 December 2011.

(7) In 2006 the United States' Financial Accounting Standards Board and the IASB concluded a Memorandum of Understanding which reaffirmed their objective of convergence between US GAAP and IFRS and outlined the work programme for this purpose. As a result of this

⁽¹⁾ OJ L 345, 31.12.2003, p. 64.

⁽²⁾ OJ L 243, 11.9.2002, p. 1.

⁽³⁾ OJ L 149, 30.4.2004, p. 1.

⁽⁴⁾ OJ L 340, 22.12.2007, p. 66.

work programme many major differences between US GAAP and IFRS have been resolved. In addition, following the dialogue between the Commission and the US Securities and Exchange Commission, reconciliation for Community issuers which prepare their financial statements in accordance with IFRS as issued by the IASB is no longer required. Therefore, it is appropriate to consider US GAAP equivalent to adopted IFRS from 1 January 2009.

- (8) In August 2007 the Accounting Standards Board of Japan and the IASB announced their agreement to accelerate the convergence by eliminating major differences between Japanese GAAP and IFRS by 2008 and the remaining differences before the end of 2011. The Japanese authorities do not require any reconciliation for Community issuers which prepare their financial statements according to IFRS. Therefore, it is appropriate to consider Japanese GAAP equivalent to adopted IFRS from 1 January 2009.
- (9) According to Article 4 of Regulation (EC) No 1569/2007 third country issuers may be permitted to use other third country GAAPs which are converging or committed to adopt IFRS or which have reached a mutual recognition agreement with the Community before 31 December 2008 for a transitional period ending no later than 31 December 2011.
- (10) In China, the Accounting Standards for Business Enterprises are substantially converged with IFRS and cover nearly all topics under current IFRS. However, since the Accounting Standards for Business Enterprises are applied only from 2007, there is need for further evidence of their proper application.
- (11) The Accounting Standards Board of Canada made a public commitment in January 2006 to adopt IFRS by 31 December 2011 and is taking effective measures to secure timely and complete transition to IFRS by that date.
- (12) The Korean Financial Supervisory Commission and the Korean Accounting Institute made a public commitment in March 2007 to adopt IFRS by 31 December 2011 and are taking effective measures to secure timely and complete transition to IFRS by that date.
- (13) The Indian Government and the Indian Institute of Chartered Accountants made a public commitment in July 2007 to adopt IFRS by 31 December 2011 and are taking effective measures to secure the timely and complete transition to IFRS by that date.
- (14) Whilst no final decision on the equivalence of accounting standards converging to IFRS should be taken until an assessment of the implementation of those accounting

standards by companies and auditors has been carried out, it is important to support the efforts of those countries which have undertaken to converge their accounting standards to IFRS and also of those countries which have undertaken to adopt IFRS. Accordingly, it is appropriate to allow third country issuers to prepare their annual and half-yearly financial statements in accordance with the GAAPs of China, Canada, South Korea or India in the Community for the transitional period of no more than three years. Consequently, Regulation (EC) No 809/2004 should be amended accordingly to reflect the changes concerning the use of GAAPs of the United States, Japan, China, Canada, South Korea and India to prepare the historical financial information by third country issuers and to delete some of its outdated provisions.

- (15) The Commission should continue to monitor, with the technical assistance of CESR, the development of those third country GAAPs in relation to adopted IFRS.
- (16) Countries should be encouraged to adopt IFRS. The EU may determine that the national standards which have been determined to be equivalent may no longer be used in preparing information required under the Directive 2004/109/EC or Regulation (EC) No 809/2004 implementing Directive 2003/71/EC when those respective countries have adopted IFRS as their sole accounting standard.
- (17) The measures provided for in this Regulation are in accordance with the opinion of the European Securities Committee,

HAS ADOPTED THIS REGULATION:

Article 1

Article 35 of Regulation (EC) No 809/2004 is amended as follows:

1. Paragraphs 5 and 5a are replaced by the following:

'5. From 1 January 2009, third country issuers shall present their historical financial information in accordance either with one of the following accounting standards:

- (a) International Financial Reporting Standards adopted pursuant to Regulation (EC) No 1606/2002;
- (b) International Financial Reporting Standards provided that the notes to the audited financial statements that form part of the historical financial information contain an explicit and unreserved statement that these financial statements comply with International Financial Reporting Standards in accordance with IAS 1 *Presentation of Financial Statements*;

(c) Generally Accepted Accounting Principles of Japan;

(d) Generally Accepted Accounting Principles of the United States of America.

5a. Third country issuers are not subject to a requirement, under Annex I, item 20.1; Annex IV, item 13.1; Annex VII, item 8.2; Annex X, item 20.1 or Annex XI, item 11.1, to restate historical financial information, included in a prospectus and relevant for the financial years prior to financial years starting on or after 1 January 2012, or to a requirement under Annex VII, item 8.2.bis; Annex IX, item 11.1; or Annex X, item 20.1.bis, to provide a narrative description of the differences between International Financial Reporting Standards adopted pursuant to Regulation (EC) No 1606/2002 and the accounting principles in accordance with which such information is drawn up relating to the financial years prior to financial years starting on or after 1 January 2012, provided that the historical financial information is prepared in accordance with the Generally Accepted Accounting Principles of the People's Republic of China, Canada, the Republic of Korea or the Republic of India.;

2. Paragraphs 5b to 5e are deleted.

This Regulation shall be binding in its entirety and directly applicable in all Member States.

Done at Brussels, 12 December 2008.

For the Commission

Charlie McCREEVY

Member of the Commission

Article 2

The Commission shall continue to monitor, with the technical assistance of the CESR, the efforts made by third countries towards a changeover to IFRS and pursue an active dialogue with authorities during the convergence process. The Commission shall submit a report on progress made in this regard to the European Parliament and the European Securities Committee (ESC) during 2009. The Commission shall also report expeditiously to Council and the European Parliament if situations arise where EU issuers in the future are required to reconcile their financial statements to the national GAAP of the foreign jurisdiction concerned.

Article 3

The dates announced publicly by third countries in relation to a changeover to IFRS shall serve as reference dates for the abolition of equivalence recognition for those third countries

Article 4

This Regulation shall enter into force on the third day following its publication in the *Official Journal of the European Union*.

It shall apply from 1 January 2009.

COMMISSION DECISION

of 12 December 2008

on the use by third countries' issuers of securities of certain third country's national accounting standards and International Financial Reporting Standards to prepare their consolidated financial statements

(notified under document number C(2008) 8218)

(Text with EEA relevance)

(2008/961/EC)

THE COMMISSION OF THE EUROPEAN COMMUNITIES,

of Canada, Japan or United States or with a GAAP of a third country which is subject to convergence with IFRS.

Having regard to the Treaty establishing the European Community,

Having regard to Directive 2004/109/EC of the European Parliament and of the Council of 15 December 2004 on the harmonisation of transparency requirements in relation to information about issuers whose securities are admitted to trading on a regulated market and amending Directive 2001/34/EC⁽¹⁾, and in particular Article 23(4) thereof,

Whereas:

(1) Regulation (EC) No 1606/2002 of the European Parliament and of the Council of 19 July 2002 on the application of International Accounting Standards⁽²⁾ requires companies governed by the law of a Member State, whose securities are admitted to trading on a regulated market in any Member State, to prepare their consolidated accounts in accordance with International Accounting Standards, now commonly referred to as International Financial Reporting Standards, adopted pursuant to Regulation (EC) No 1606/2002 (hereinafter referred to as adopted IFRS), for each financial year starting on or after 1 January 2005.

(2) Articles 4 and 5 of Directive 2004/109/EC provide that where an issuer is required to prepare consolidated accounts, the annual and half-yearly financial statements shall comprise such consolidated accounts drawn up in accordance with adopted IFRS. Even though this requirement applies to Community and third country issuers alike, third country issuers may be exempted from this requirement provided the law of the third country in question lays down equivalent requirements.

(3) Commission Decision 2006/891/EC⁽³⁾ provided that a third country issuer may also prepare its consolidated accounts, for financial years starting before 1 January 2009, in accordance with IFRS as issued by the International Accounting Standards Board (IASB), with GAAP

(4) Financial statements drawn up in accordance with IFRS as issued by the IASB provide users of these statements with a sufficient level of information to enable them to make an informed assessment of the assets and liabilities, financial position, profit and losses and prospects of an issuer. Therefore, it is appropriate to allow third country issuers to use IFRS as issued by the IASB within the Community.

(5) In order to assess the equivalence of the Generally Accepted Accounting Principles (GAAP) of a third country with adopted IFRS, Commission Regulation (EC) No 1569/2007 of 21 December 2007 establishing a mechanism for the determination of equivalence of accounting standards applied by third country issuers of securities pursuant to Directives 2003/71/EC and 2004/109/EC of the European Parliament and of the Council⁽⁴⁾ provides for the definition of equivalence and establishes a mechanism for the determination of equivalence of GAAP of a third country. Regulation (EC) No 1569/2007 also requires that the Commission decision permit Community issuers to use IFRS adopted pursuant to Regulation (EC) No 1606/2002 in the third country concerned.

(6) In December 2007 the Commission consulted the Committee of European Securities Regulators (CESR) with regard to the technical assessment of the equivalence of the GAAP of the United States, China and Japan. In March 2008 the Commission extended the consultation with regard to the GAAP of South Korea, Canada and India.

(7) In its advice delivered in March, May and October 2008 respectively, CESR recommended finding US GAAP and Japanese GAAP equivalent to IFRS for use within the Community. Furthermore, CESR recommended the acceptance of financial statements using GAAPs of China, Canada, South Korea and India within the Community on a temporary basis, until no longer than 31 December 2011.

⁽¹⁾ OJ L 390, 31.12.2004, p. 38.

⁽²⁾ OJ L 243, 11.9.2002, p. 1.

⁽³⁾ OJ L 343, 8.12.2006, p. 96.

⁽⁴⁾ OJ L 340, 22.12.2007, p. 66.

- (8) In 2006 the United States' Financial Accounting Standards Board and the IASB concluded a Memorandum of Understanding which reaffirmed their objective of convergence between US GAAP and IFRS and outlined the work programme for this purpose. As a result of this work programme many major differences between US GAAP and IFRS have been resolved. In addition, following the dialogue between the Commission and the US Securities and Exchange Commission, reconciliation for Community issuers which prepare their financial statements according to IFRS as issued by the IASB is no longer required. Therefore, it is appropriate to consider US GAAP equivalent to adopted IFRS from 1 January 2009.
- (9) In August 2007 the Accounting Standards Board of Japan and the IASB announced their agreement to accelerate the convergence by eliminating major differences between Japanese GAAP and IFRS by 2008 and the remaining differences before the end of 2011. The Japanese authorities do not require any reconciliation for Community issuers which prepare their financial statements according to IFRS. Therefore, it is appropriate to consider Japanese GAAP equivalent to adopted IFRS from 1 January 2009.
- (10) According to Article 4 of Regulation (EC) No 1569/2007, third country issuers may be permitted to use other third country GAAPs which are converging or committed to adopt IFRS or which have reached a mutual recognition agreement with the Community before 31 December 2008 for a transitional period ending no later than 31 December 2011.
- (11) In China, the Accounting Standards for Business Enterprises are substantially converged with IFRS and cover nearly all topics under current IFRS. However, since the Accounting Standards for Business Enterprises are applied only from 2007, there is need for further evidence of their proper application.
- (12) The Accounting Standards Board of Canada made a public commitment in January 2006 to adopt IFRS by 31 December 2011 and is taking effective measures to secure timely and complete transition to IFRS by that date.
- (13) The Korean Financial Supervisory Commission and the Korean Accounting Institute made a public commitment in March 2007 to adopt IFRS by 31 December 2011 and are taking effective measures to secure timely and complete transition to IFRS by that date.
- (14) The Indian Government and the Indian Institute of Chartered Accountants made a public commitment in July 2007 to adopt IFRS by 31 December 2011 and are taking effective measures to secure the timely and complete transition to IFRS by that date.
- (15) Whilst no final decision on the equivalence of accounting standards converging to IFRS should be taken until an assessment of the implementation of those accounting standards by companies and auditors has been carried out, it is important to support the efforts of those countries which have undertaken to converge their accounting standards to IFRS and also of those countries which have undertaken to adopt IFRS. Accordingly, it is appropriate to allow third country issuers to prepare their annual and half-yearly financial statements in accordance with the GAAPs of China, Canada, South Korea or India in the Community for the transitional period of no more than three years.
- (16) The Commission should continue to monitor, with the technical assistance of CESR, the development of those third country GAAPs in relation to adopted IFRS.
- (17) Countries should be encouraged to adopt IFRS. The EU may determine that the national standards which have been determined to be equivalent may no longer be used in preparing information required under Directive 2004/109/EC or Commission Regulation (EC) No 809/2004⁽¹⁾ implementing Directive 2003/71/EC when those respective countries have adopted IFRS as their sole accounting standard.
- (18) In the interests of clarity and transparency Decision 2006/891/EC should be replaced.
- (19) The measures provided for in this Decision are in accordance with the opinion of the European Securities Committee,

HAS ADOPTED THIS DECISION:

Article 1

From 1 January 2009, in addition to IFRS adopted pursuant to Regulation (EC) No 1606/2002, with regard to annual consolidated financial statements and half-yearly consolidated financial statements, the following standards shall be considered as equivalent to IFRS adopted pursuant to Regulation (EC) No 1606/2002:

- (a) International Financial Reporting Standards, provided that the notes to the audited financial statements contain an explicit and unreserved statement that these financial statements comply with international financial reporting standards in accordance with IAS 1 *Presentation of financial statements*;

⁽¹⁾ OJ L 149, 30.4.2004, p. 1. Corrected by OJ L 215, 16.6.2004, p. 3.

- (b) Generally Accepted Accounting Principles of Japan;
- (c) Generally Accepted Accounting Principles of the United States of America.

Prior to financial years starting on or after 1 January 2012, a third country issuer shall be permitted to prepare its annual consolidated financial statements and half-yearly consolidated financial statements in accordance with the Generally Accepted Accounting Principles of the People's Republic of China or Canada, the Republic of Korea or the Republic of India.

Article 1a

The Commission shall continue to monitor, with the technical assistance of the CESR, the efforts made by third countries towards a changeover to IFRS and pursue an active dialogue with authorities during the convergence process. The Commission shall submit a report on progress made in this regard to the European Parliament and the European Securities Committee (ESC) during 2009. The Commission shall also report expeditiously to Council and the European Parliament if situations arise where EU issuers in the future are required to reconcile their financial statements to the national GAAP of the foreign jurisdiction concerned.

Article 1b

The dates announced publicly by third countries in relation to a changeover to IFRS shall serve as reference dates for the abolition of equivalence recognition for those third countries.

Article 2

Decision 2006/891/EC shall be repealed with effect from 1 January 2009.

Article 3

This Decision is addressed to the Member States.

Done at Brussels, 12 December 2008.

For the Commission
Charlie McCREEVY
Member of the Commission

平成 20 年 12 月 26 日

東京合意に掲げた短期コンバージェンス項目の終了にあたって

企業会計基準委員会（ASBJ）では、平成 19 年 8 月の国際会計基準審議会（IASB）との東京合意及びそれに基づいて平成 19 年 12 月に公表し平成 20 年 9 月に更新されたプロジェクト計画表に従って、高品質な会計基準への国際的なコンバージェンスに向けて取り組んでおります。本日公表する企業結合会計基準等は、東京合意及びプロジェクト計画表において、本年末までに終了予定の短期コンバージェンス・プロジェクトの最後の項目であります。

本日の公表にあたって、西川郁生 ASBJ 委員長は、次のように述べております。

「企業結合会計基準等を予定通り公表できましたことにつき、市場関係者各位のご協力に感謝いたします。

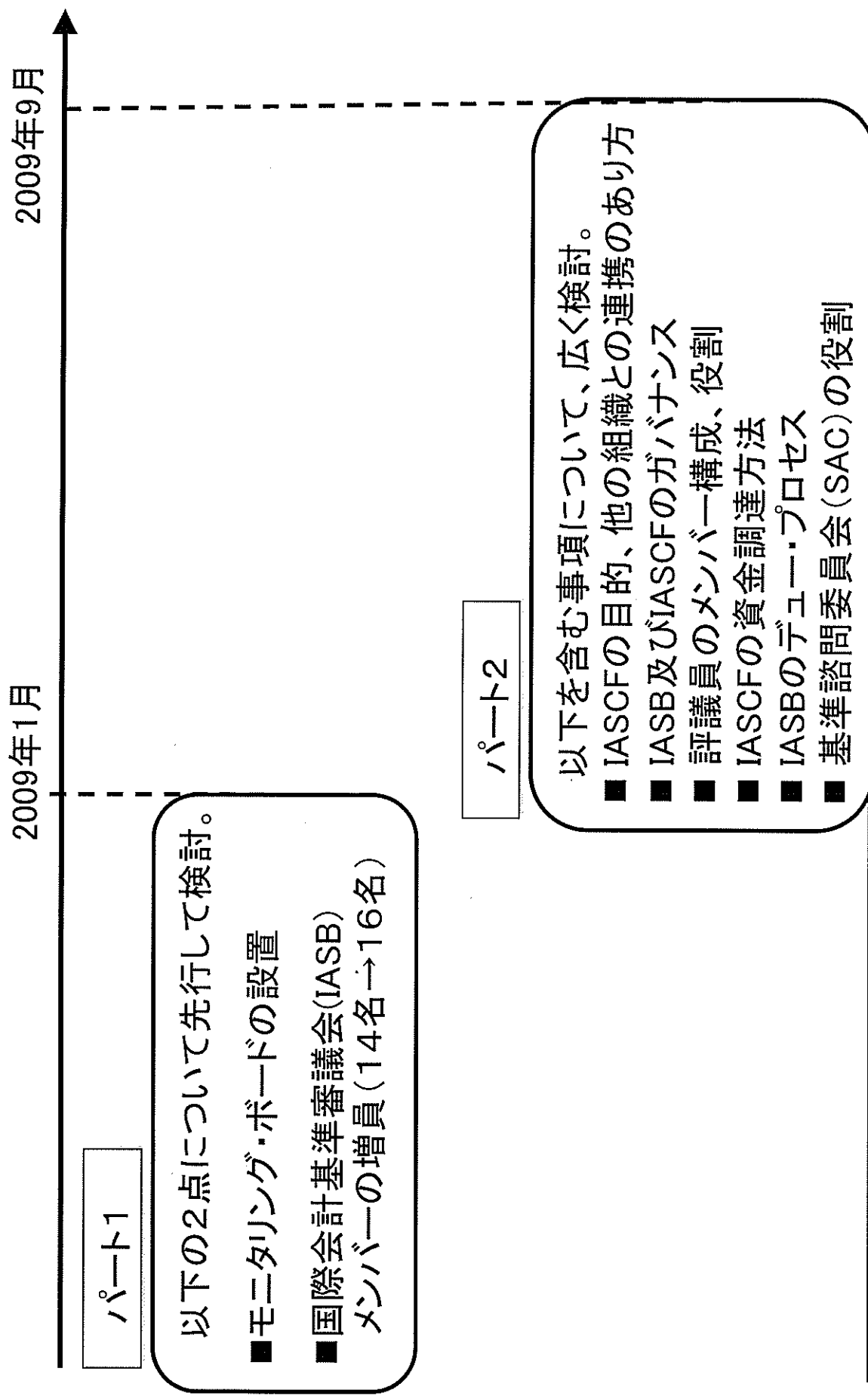
また、本年 12 月に欧州委員会は、我が国の会計基準を米国会計基準とともに、欧州で採用されている国際財務報告基準(IFRS)と同等であることを認める旨の発表を行いました。欧州の当局との交渉に当たられた関係者をはじめとする皆様方のご尽力に御礼申し上げます。

平成 21 年は、IFRS の我が国における制度化の検討状況も視野に入れつつ、金融・資本市場のグローバル化に対応した会計基準のコンバージェンスを加速化させるべく、中期及び中長期のコンバージェンス項目を中心に検討を進めてまいります。

今後とも引き続き御支援を賜りますようお願い申し上げます。」

以 上

国際会計基準委員会財団(IASCF)評議員会による ガバナンス改革のスケジュール



国際会計基準委員会財団の定款の見直しに関する動向

国際会計基準委員会財団（IASCF）は、平成 21 年 1 月 15-16 日の評議会会合（於 印・ニューデリー）において、モニタリング・ボード（MB）の設置を含む定款の見直しを承認した。

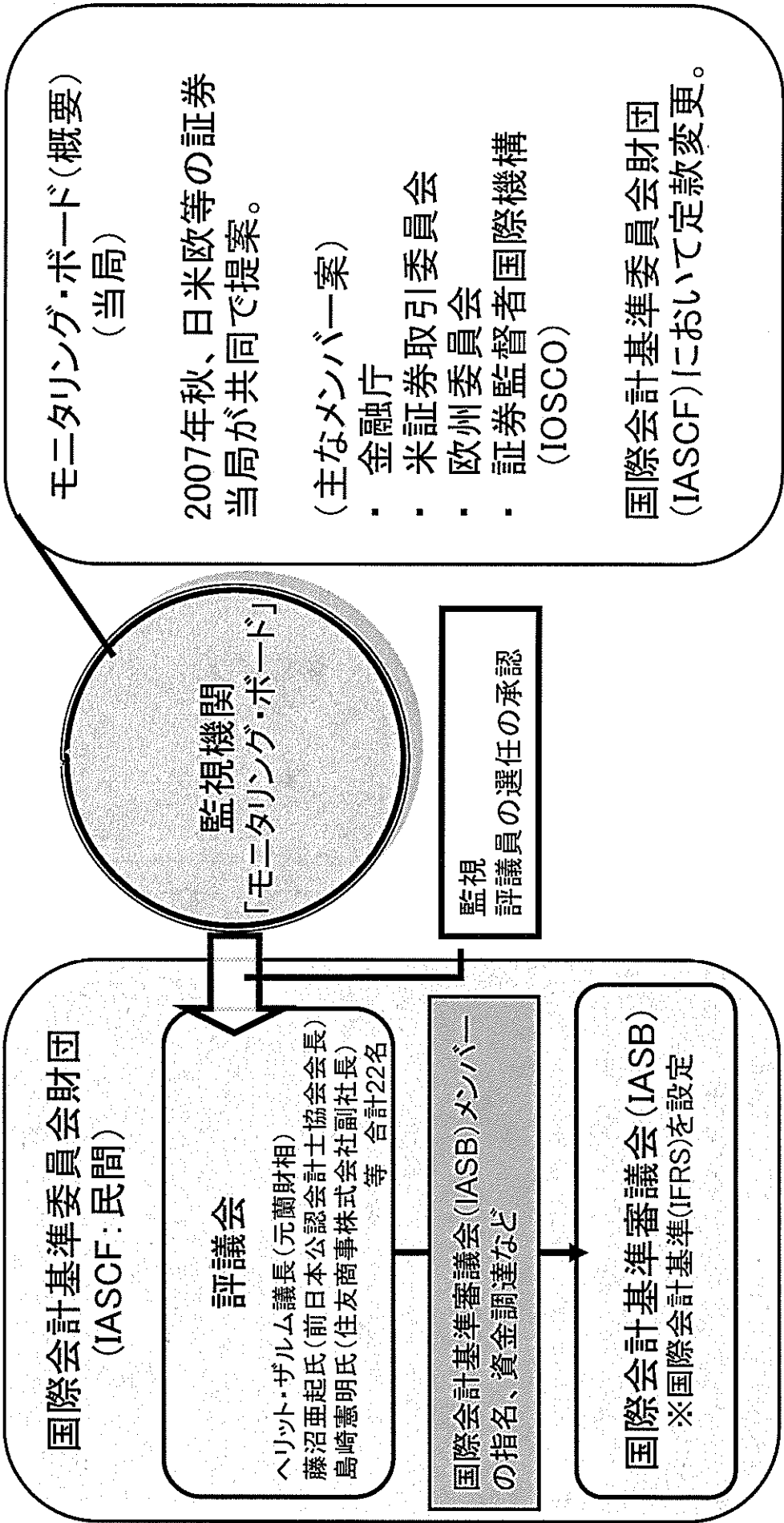
現在、MB 発足に向け、①IASCF と MB の間の覚書（MOU）及び②MB の定款（Charter）について、各 MB メンバー組織代表による署名作業が行われているが、MB メンバーの欧州委員会の承認については、欧州内部の理由により、見通しは立っていない。

（参考）MB メンバー

金融庁長官、米証券取引委員会委員長、欧州委員会域内市場・サービス担当委員、証券監督者国際機構（専門委員会議長、新興市場委員会議長）

国際会計基準委員会財団(IASCF)の監視機関の設置

国際会計基準(IFRS)は、EUでの採用(2005年)後、利用が世界的に拡大。
 我が国も日本基準を維持しつつ、国際会計基準との収れん(コンバージェンス)を進めている。
 (注)米國も、自國基準を維持しつつ、国際会計基準(IFRS)との収れんを進めている。



(仮 訳)

米国 銀行・住宅・都市関係上院委員会(1月15日)におけるシャピロ SEC 委員長候補に対するヒアリングの様様(抜粋)

リード上院議員： 貴方による取組は、ここ米国だけでなく外国にも面倒な事態や影響があるだろう。国際会計基準(IFRS)のロードマップがその一つである。我々は、コックス委員長に対して、十分に慎重に検討した上でロードマップを決定し策定するよう繰り返し要請してきたが、この点について判断が拙速だったのではないかと感じている。ハネウェル社の CEO と面会したが、彼も利益操作に使用されうるとともに、研究開発費を異なる方法で処理する IFRS の取扱について同様の懸念を有していた。2つの会計基準に裁定の可能性があるが、これは避けなければならないと考えている。最終的には世界経済において IFRS に向けて進んでいこうと、単一で高品質の基準に収斂していきたいという願いがあるという認識を踏まえ、IFRS の問題をどのように進めていこうとするかについて意向を教えてください。

メアリー・シャピロ： まず、私は低い方に向けた競争にならないよう、十分な注意を払って進めるつもりである。世界において単一の会計基準が使われることは非常に便益が高く、投資家が世界の会社を比較することを可能にするものだという点について我々は合意しようと考えている。しかし、SEC から公表され、現在、公開協議中のロードマップには幾つかの懸念を有している。まず、IFRS の基準全般について懸念がある。IFRS は米国基準に比べて詳細ではなく、多くが解釈に委ねられている。IFRS を採用したとしても、適用・執行の方法が世界で整合的にはならないだろう。また、米国会計基準から IFRS への移行に掛かる費用の問題がある。移行をするために 3,000 万ドルにも及ぶ費用が各企業に掛かるという見積りを見たことがある。米国の企業にこうした費用を課することが合理的か否かについて注意深く検討することが必要と考える。更に、国際会計基準審議会(IASB)の独立性、その基準設定過程に監督をすることの可能性、現在のプロセスの十分性については最も懸念を有している。このため、大きく深呼吸をした上で、全ての分野を再度注意深く検討しようと考えており、公開協議とされているロードマップには必ずしも拘束される必要はないと感じている。

(注) IAS Plus より

米国 銀行・住宅・都市関係上院委員会(1月15日)におけるシャピロ
SEC 委員長候補に対するヒアリングの様様(抜粋)

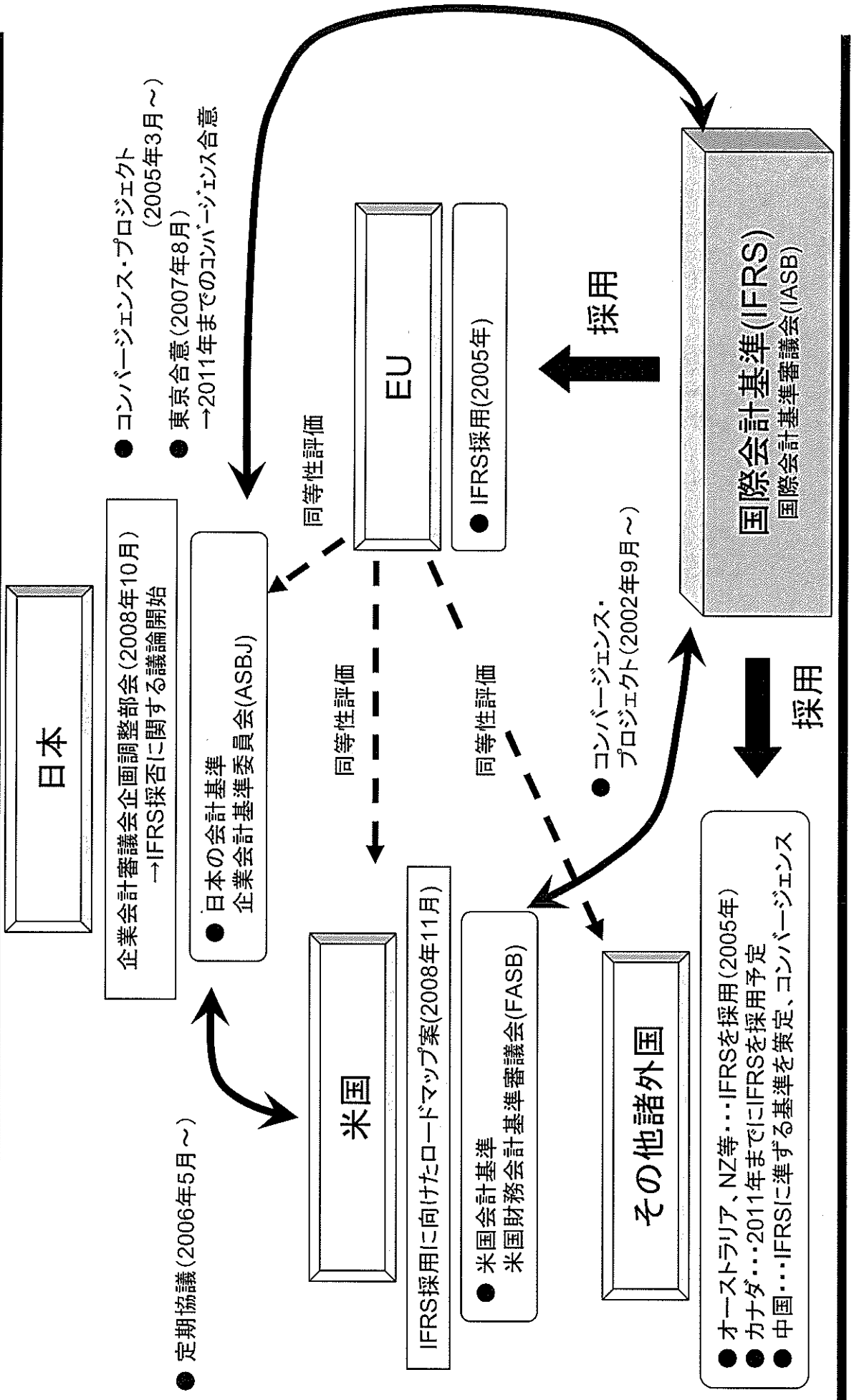
Senator Jack Reed (D-RI): Much of what you are going to do will have complications and consequences overseas as well as here in the United States. One of the areas is the IFRS roadmap. We have repeatedly written to Chairman Cox to try to determine and develop a very deliberate roadmap, and I think there's a rush to judgment on this issue. In fact, I met with the CEO of the Honeywell Corporation who has similar concerns over disparate treatment under international rules that can be used to change income, that can be used to treat R&D expenses differently. There's a potential for arbitrage between the two systems that I think we have to avoid. Can you give us a notion of how you wish to proceed with this international accounting movement – with recognition that eventually we'll have that in a global economy and hopefully we will converge to a set of high level standards.

Mary Schapiro: Well, I would proceed with great caution so that we don't have a race to the bottom. I think we all can agree that a single set of accounting standards used around the world would be a very beneficial thing, would allow investors to compare companies around the world. With that said, I have some concerns with the roadmap that has been published by the SEC and is out for comment now. I have some concerns about the IFRS standards generally. They are not as detailed as the US standards. There's a lot left to interpretation. Even if adopted, there will still be a lack of consistency, I believe, around the world in how they are implemented and how they are enforced. The cost to switch from US GAAP to IFRS is going to be extraordinary, and I've seen some estimates that range as high as \$30 million for each US company in order to do that. This is a time when I think we have to think carefully about whether imposing those sorts of costs on US industry really make sense. Perhaps my greatest concern is the independence of the International Accounting Standards Board and the ability to have oversight of their process for setting standards and the amount of rigor that exists in that process today. So, I will tell you that I will take a big deep breath and look at this entire area again carefully, and will not necessarily feel bound by the existing roadmap that is out there for comment.

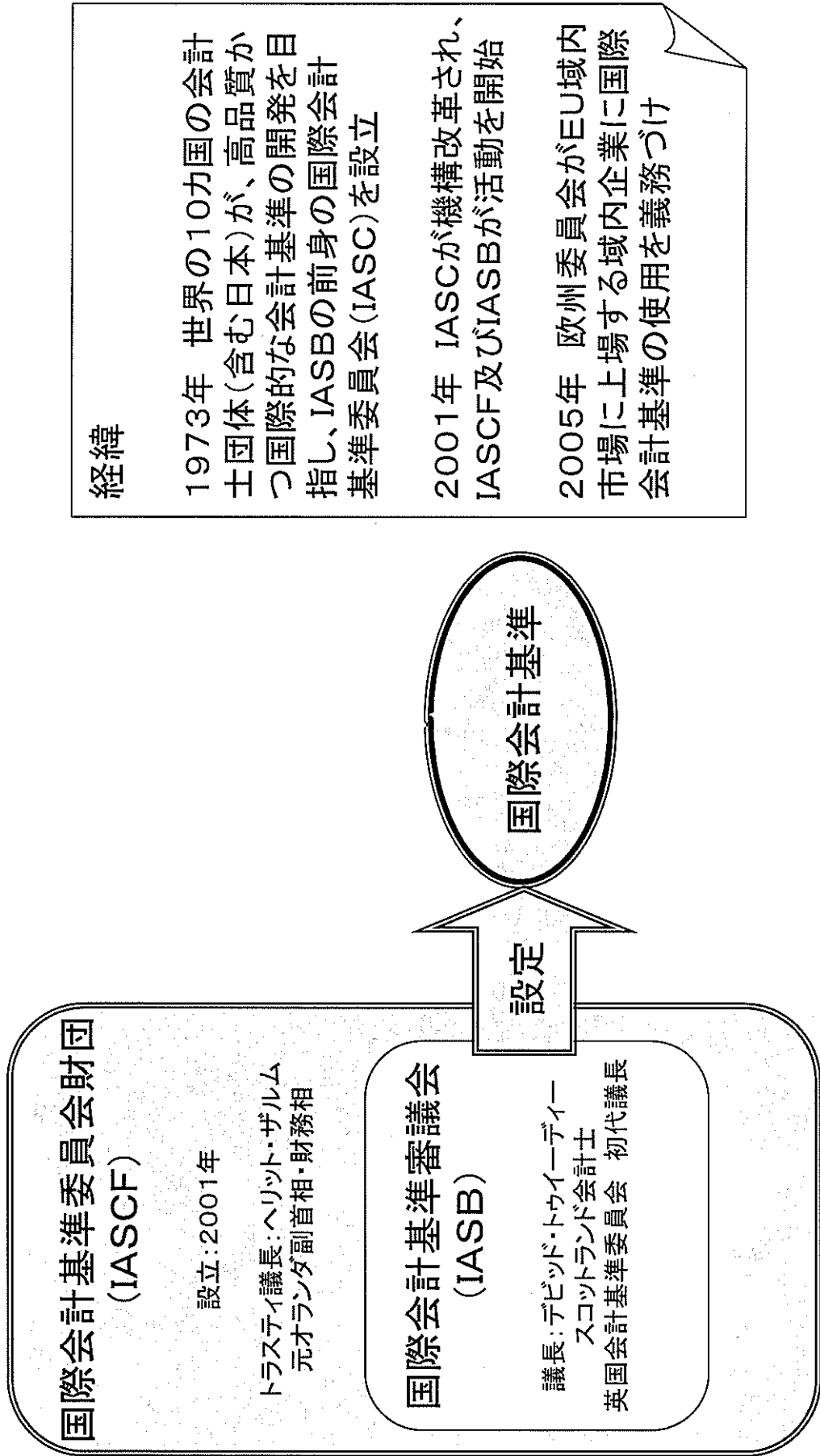
(注)IAS Plus より

参 考 资 料

会計基準に関する主要市場の状況



国際会計基準



各国の国際会計基準(IFRS)採用状況

上場企業に対する取扱い	
EU	2005年から域内企業にIFRSを義務付け。2009年からは、域外企業に対し、IFRS又はこれと同等な基準のみ容認。
豪	完全なIFRSを豪基準として採用済。
香港	ほぼ完全なIFRSを香港基準として採用済。
シンガポール	大方のIFRSをシンガポール基準として採用済。
中国	2006年2月、IFRSとほぼ整合的な38の新基準を公表。(但し、2008年12月の欧州委の決定において、最終的に国際会計基準と同等との決定は行われていないもの、2012年1月から開始する財務年度以前の期間においては、修正再表示及び会計基準の相違に関する定性的な記述の義務が免除。)
カナダ	2006年7月、2011年1月からIFRSを採用することを決定。
韓国	2007年3月、2011年からのIFRS(韓国語翻訳版)の義務付けを決定。(2009年より任意適用)
ブラジル	2007年7月、2010年からのIFRSの義務付けを決定。
インド	2007年7月、2011年4月からIFRSを採用することを決定。
日本	2005年からASBJとIASBはコンバージェンスプロジェクトを開始。2007年8月、2011年6月までに日本基準とIFRSとの差異を解消する等を内容とする「東京合意」を公表。(2008年12月、欧州委は日本基準について国際会計基準と同等であると決定し、欧州域内において引き続き利用可能としている。)
米国	FASBとIASBは、2002年に相互のコンバージェンスに関する「ノーウォーク合意」を公表。 米SECは、2008年11月、米国企業に対して2014年よりIFRS使用を義務付けることの是非を2011年までに決定するというロードマップ案を公表。

(※)2008年12月時点、IFRS採用 89カ国、許容 24カ国、不採用 34カ国 出所: Deloitte IAS Plus (<http://www.iasplus.com/>)

○国際的な会計基準のコンバージェンスへの取り組み

国際的に、高品質な会計基準に向け、会計基準の収斂(コンバージェンス)が進展

- IASB－米FASBがコンバージェンスに合意 (2002年)
- EUが、統一的にIFRS (International Financial Reporting Standards : 国際会計基準) を採用
 - ・ 域内上場企業は、2005年1月から義務適用
- EUの同等性評価
 - ・ 域外上場企業も、2009年1月からIFRS又はこれと同等の基準を義務適用
 - ・ 日米加等の会計基準がIFRSと同等かどうかを評価する作業
 - ・ 日本基準については、05年7月、「全体としては同等」としつつ、26項目の重要な差異を指摘

日本の取り組み

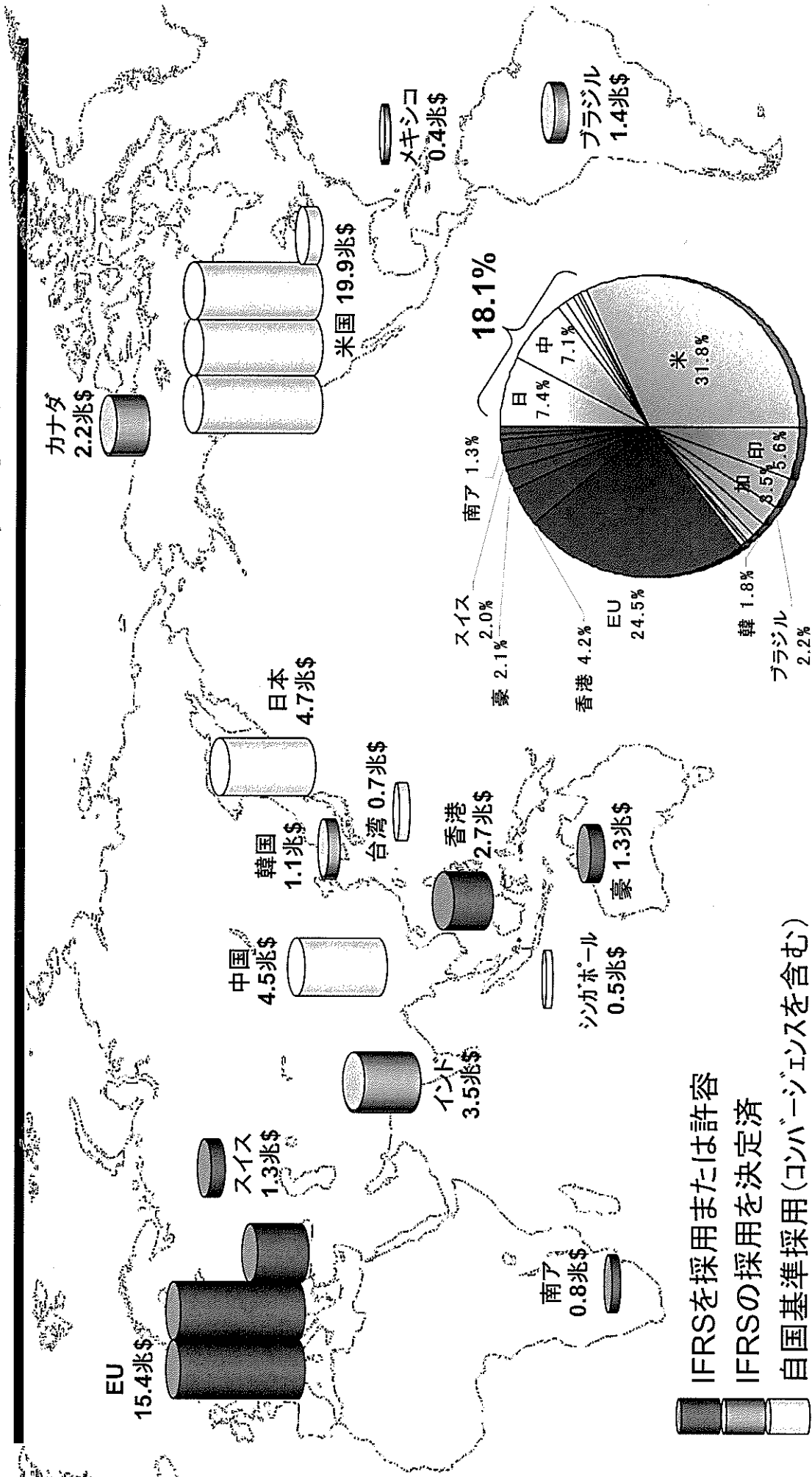
関係者が一丸となって、日本基準とIFRSとのコンバージェンスに取組み

- 日ASBJ－IASBがコンバージェンスに合意 (2005年)
- 日ASBJ－IASBが「東京合意」 (2007年)
 - ・ EUの同等性評価における重要な差異26項目は、原則、2008年中に解消
 - ・ その他の差異は、2011年6月末までに解消

日本基準についてのEUの同等性評価

- EC(欧州委員会)は、「2009年1月から日本基準を(EUが採用している)IFRSと同等と考えることが適当」とする規則等の案を公表(2008年6月)
 - 10月3日 欧州議会経済通貨委員会において、日本基準を同等と議決
 - 10月23日 欧州議会本会議において、議決
 - 11月14日 欧州証券委員会(ESC)において採択
 - 12月12日 欧州委員会(EC)により最終決定

会計基準と市場規模



- IFRSを採用または許容
- IFRSの採用を決定済
- 自国基準採用(コンバージョンを含む)

市場時価総額データ出典: WFE HPより加工 (2007年データ)
 (http://www.world-exchanges.org/statistics/annual/2007)

IFRS採用・許容国データ出典:
 Deloitte IAS Plus HPより加工 (http://www.iasplus.com/)

平成19年8月8日

金融庁

企業会計基準委員会(ASBJ)・国際会計基準審議会(IASB)

東京合意(ポイント)

- 会計基準のコンバージェンスの加速化は、双方にとって戦略的優先事項。具体的な内容は以下のとおり。
- EU の欧州証券規制当局委員会(CESR)が指摘した「重要な差異」に含まれる項目について、2008 年までに結論を得ることを目標とする。
- また、両者で識別されてきた残りの差異については、2011 年 6 月末までにコンバージェンスをもたらすことを目標とする。
- なお、IASB が新たな基準の開発を進めており、その適用が 2011 年 6 月より後になる場合には、以上の目標は適用されない。その場合でも、新たな基準が適用となる際に、日本において国際的なアプローチが受け入れられるよう、緊密に作業を行うこととする。

以上

2007年8月8日

企業会計基準委員会と国際会計基準審議会は2011年までに会計基準のコンバージェンスを達成する「東京合意」を公表

企業会計基準委員会（ASBJ）の西川郁生委員長と国際会計基準審議会（IASB）の David Tweedie 議長は、2005年3月から開始している日本基準と国際財務報告基準（IFRS）のコンバージェンスを加速化することの合意（東京合意）を、本日、共同で公表致します。

この合意において、両者は、日本基準とIFRSの間の重要な差異（同定性評価に関連する2005年7月欧州証券規制当局委員会（CESR）によるもの）について2008年までに解消し、残りの差異については2011年6月30日までに解消を図ります。2011年という目標期日は、現在開発中であって2011年以後に適用となる新たな主要なIFRSについては適用しないものとしていますが、両者は、新たな基準が適用となる際に日本において国際的なアプローチが受け入れられるように、緊密に作業を行うこととしています。

この合意に対するコメントとして、

ASBJの西川郁生委員長は、「我々は、コンバージェンスに対するコミットメントを再確認するとともに、国際的な基準設定プロセスにおいて、ASBJや日本がより広範に重要な係わりを拡大していくための機会を得たことを嬉しく思っております。この合意によって、今後も日本企業が日本基準によって作成された財務諸表を、補正措置なしで、EU及びIFRSを用いている他の資本市場において公表できるようになることを期待しております。」と語っています。

IASBのDavid Tweedie議長は、「我々は、世界第2位の経済圏にあるASBJが、日本基準と国際財務報告基準（IFRS）とのコンバージェンスを加速化することに合意したことを歓迎します。IFRSの今後の方向性に寄与するように積極的な参画を期待しています。」と語っています。

[お問い合わせ先]

企業会計基準委員会事務局 Tel 03-5510-2737

会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意

2007年8月8日
企業会計基準委員会
国際会計基準審議会

企業会計基準委員会（ASBJ）と国際会計基準審議会（IASB）は、高品質な会計基準へのコンバージェンスは世界各国の資本市場にとって大きな便益をもたらすという考えを共有している。したがって、両者は、日本基準と国際財務報告基準（IFRS）とのコンバージェンスの達成を最終目標とする共同プロジェクトを2005年3月に立ち上げている。この共同プロジェクトでの議論において、両者は、2つの基準間の差異を識別し、その差異を解消させるように努めてきた。

世界中の主要な国々においてIFRSの受け入れが拡大していることに照らし、ASBJとIASBは、日本基準とIFRSとのコンバージェンスの加速化が双方のコンバージェンスに係る共同作業における戦略的な優先事項となっている点で一致している。この目標に従って、ASBJとIASBは、以下に掲げるように、短期及び長期のコンバージェンス・プロジェクトにおける目標期日の設定を含む方策の推進に合意することとした。この方策を進めるにあたり、ASBJとIASBは、規制当局を含む関係者と協議すること、及び会計基準の開発における双方のデュー・プロセスに従うことの必要性について認識しているものである。

2008年までの短期コンバージェンス・プロジェクトの完了

2008年までの目標としては、ECによる同等性評価に関連して2005年7月に欧州証券規制当局委員会（CESR）が日本基準で作成された財務諸表に対して補正措置を提案している項目について、差異を解消するか又は会計基準が代替可能となるような結論を得るものとする。この結果、これらのプロジェクトを通じて、現在における日本基準とIFRSの間の重要な分野におけるコンバージェンスは達成されることとなる。

その他コンバージェンス・プロジェクトにおける2011年6月30日という目標期日の設定

2011年6月30日までの目標として、これまで両方で識別されてきた日本基準とIFRSとの間の差異のうち、2008年までのプロジェクトに含まれない残りの差異について、コンバージェンスをもたらすものとする。この目標期日は、2011年6月30日後に適用となる新たな基準を開発する現在のIASBの主要なプロジェクトにおける差異に係る分野については適用されない。しかし、これらの残りの分野における日本基準とIFRSとのコンバージェンスという最終目標を達成するために、両者は、新たな基準が適用となる際に日本において国際的なアプローチが受け入れられるように、緊密に作業を行うこととする。

ASBJとIASBは、会計基準のグローバルなコンバージェンスを巡る環境変化を踏まえて、

コンバージェンス・プロジェクトを迅速かつ着実に進めていき、また、国際的な会計基準設定プロセスに日本からのより大きな貢献を促進するように協力を深めるものとする。このため、2005年以降開催している ASBJ と IASB の代表者による年 2 回の共同会議に加え、会計基準の開発において生ずる重要な論点をより実践的に議論していくために、ディレクターを中心とした作業グループを設けていく。

なお、ASBJ と IASB は、継続的な共同作業について市場関係者との協議を含む双方所定のデュー・プロセスに従い当該作業を進めていくことの必要性を認識しているものである。

* * *

ASBJ と IASB による本合意が、両者のみならず、財務諸表作成者、監査人、投資家及び規制当局を含む多くの関係者の努力や行動を通じて、会計基準のグローバルなコンバージェンスの達成に役に立つものと期待する。

平成 20 年 9 月 19 日
企業会計基準委員会

プロジェクト計画表の更新について

企業会計基準委員会（ASBJ）では、平成 19 年 6 月に公表した中期運営方針に基づき、会計基準の国際的なコンバージェンスに向けた取組みを推進しております。

今般、平成 19 年 8 月に公表した国際会計基準審議会（IASB）との間の「会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意（東京合意）」及び平成 20 年 9 月に IASB と米国財務会計基準審議会（FASB）との間の覚書（MOU）が見直されたことを踏まえ、平成 20 年 9 月 18 日に開催した第 160 回企業会計基準委員会において、プロジェクト計画表の更新が承認されましたので、本日公表いたします。

これは、平成 19 年 12 月に公表されたプロジェクト計画表が 2008 年の取組状況を中心に記載されているため、更新したものです。

当該プロジェクト計画表では、東京合意の内容に基づき、まず、プロジェクト項目を 3 つ（短期・中期・中長期）に区分しております。このうち、「2. 既存の差異に関連するプロジェクト項目（中期）」及び「3. IASB/FASB の MOU に関連するプロジェクト項目（中長期）」に関しては、現時点において具体的な取組みを開始しているか又は計画している項目のみを掲げております。

さらに、当該プロジェクト計画表では、会計基準のコンバージェンスに向けた取組状況を広範に示すために、「4. IASB/FASB の MOU 以外の IASB での検討に関連するプロジェクト項目（中長期）」を加えております¹。

以 上

¹ 東京合意では、「2. 既存の差異に関連するプロジェクト項目（中期）」については、2011 年 6 月 30 日までの目標としてコンバージェンスをもたらすものとされています。また、2011 年 6 月 30 日後に適用となる新たな基準を開発する現在の IASB の主要なプロジェクトにおける差異に係る分野である「3. IASB/FASB の MOU に関連するプロジェクト項目（中長期）」と「4. IASB/FASB の MOU 以外の IASB での検討に関連するプロジェクト項目（中長期）」について、ASBJ と IASB は、新たな基準が適用となる際に日本において国際的なアプローチが受け入れられるように、緊密に作業を行うこととされています。

ASBJ プロジェクト計画表

2008年9月

	2008年		2009年				2010年	備 考	
	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月			
1. EUによる同等性評価に関連するプロジェクト項目(短期)									
企業結合(ステップ1) ^{※1}		Final							
棚卸資産(後入先出法)	Final								
固定資産(減損)								IASBとFASBの動向を踏まえて対応 ^{※2}	
無形資産(仕掛研究開発)		Final						自社開発については、IASBとFASBの動向を踏まえて対応 ^{※2}	
退職給付(割引率)	Final								
投資不動産		Final							
2. 既存の差異に関連するプロジェクト項目(中期)									
企業結合(ステップ2)								企業結合専門委員会が対応	
(フェーズ2関連 ^{※3})					DP		ED		
(のれんの償却)					DP		ED		
無形資産							DP	無形資産専門委員会が対応 開示拡充、体系的な会計基準の整備等	
過年度遡及修正 (会計方針の変更等)				ED			Final	過年度遡及修正専門委員会が対応	
廃止事業				DP			ED	Final	財務諸表表示専門委員会が対応
3. IASB/FASBのMOUに関連するプロジェクト項目(中長期)									
連結の範囲				DP			ED	Final	特別目的会社専門委員会が対応 IASBのEDは2008年第4四半期に公表予定
財務諸表の表示									財務諸表表示専門委員会が対応
(包括利益等)				DP			ED	Final	
(フェーズB関連 ^{※3})				DP					IASB/FASBのDPは2008年第3四半期に公表予定
収益認識				DP					収益認識専門委員会が対応 IASB/FASBのDPは2008年第4四半期に公表予定
負債と資本の区分									負債資本WGが対応 (IASBとFASBの動向を踏まえて検討) FASBのDPは2007年11月に公表、IASBのDPは2008年2月に公表
金融商品									金融商品専門委員会が対応
(現行基準の見直し)				DP					IASB/FASBのDPは2008年3月に公表
(公正価値測定)				DP					IASBのEDは2009年前半に公表予定
退職給付		DP							退職給付専門委員会が対応 IASBのDPは2008年3月に公表
リース									リース会計専門委員会が対応 IASB/FASBのDPは2008年第4四半期に公表予定
4. IASB/FASBのMOU以外のIASBでの検討に関連するプロジェクト項目(中長期)									
1株当たり利益		専門委		ED			Final		IASB/FASBのEDは2008年8月に公表
引当金		専門委			DP			ED	IASBのFinalは2010年に公表予定
保険									保険WGが対応 IASBのEDは2009年後半に公表予定

<補足>

計画表上の記号の意味は次のとおり。

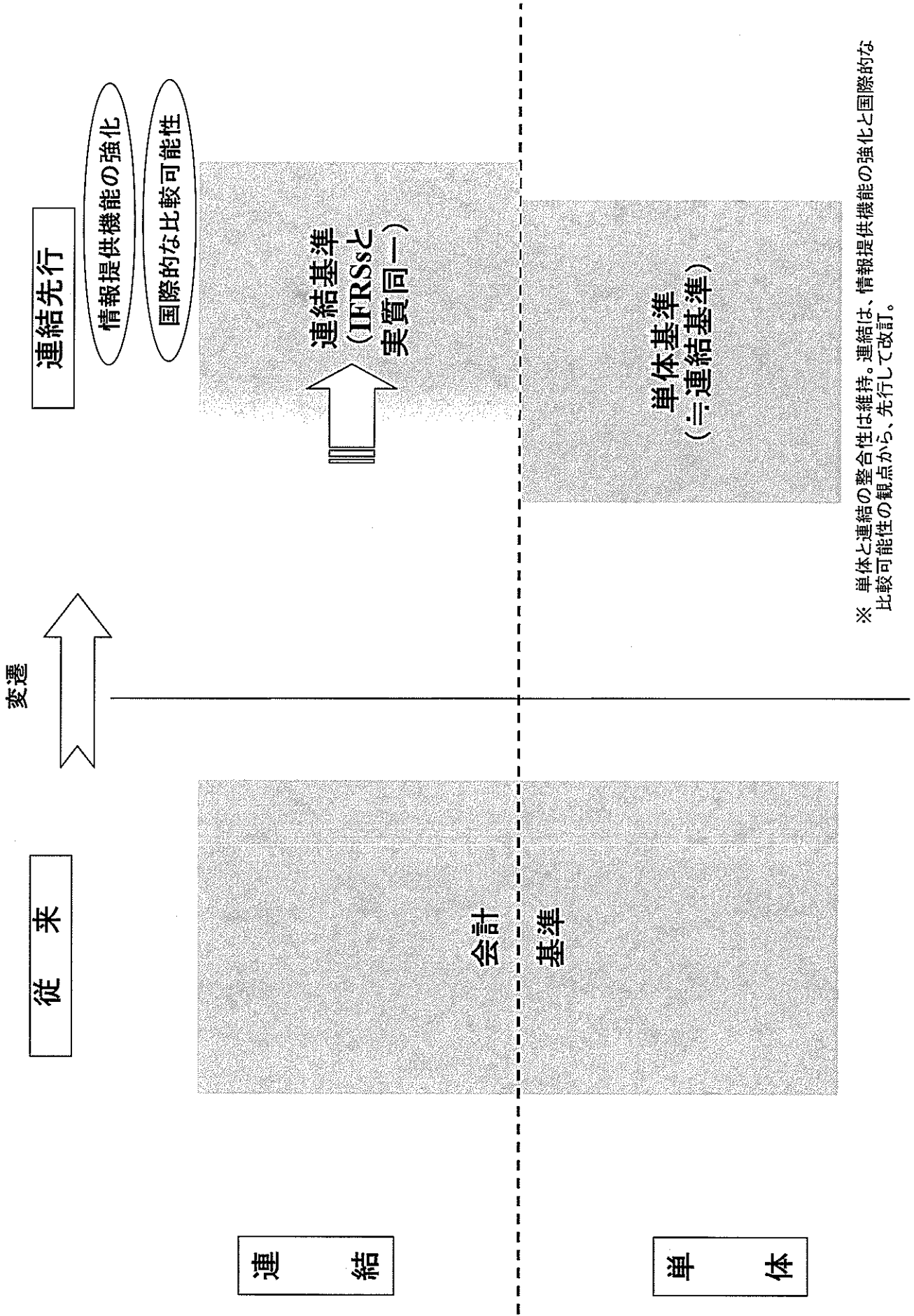
専門委: 専門委員会設置 DP: 論点整理・検討状況の整理(Discussion Paper) ED: 公開草案(Exposure Draft) Final: 会計基準/適用指針等(最終)

※1 企業結合は、EU同等性評価対応を対象とするステップ1とそれ以外の差異解消を対象とするステップ2に区分してプロジェクトを進める。また、「企業結合(ステップ1)」は、持分プーリング法、交換日、負ののれん、少数株主持分、段階取得、外貨建てのれんの換算を含む。

※2 IASB/FASBの検討とタイミングを合わせて進めるため、現時点ではスケジュールは未定。

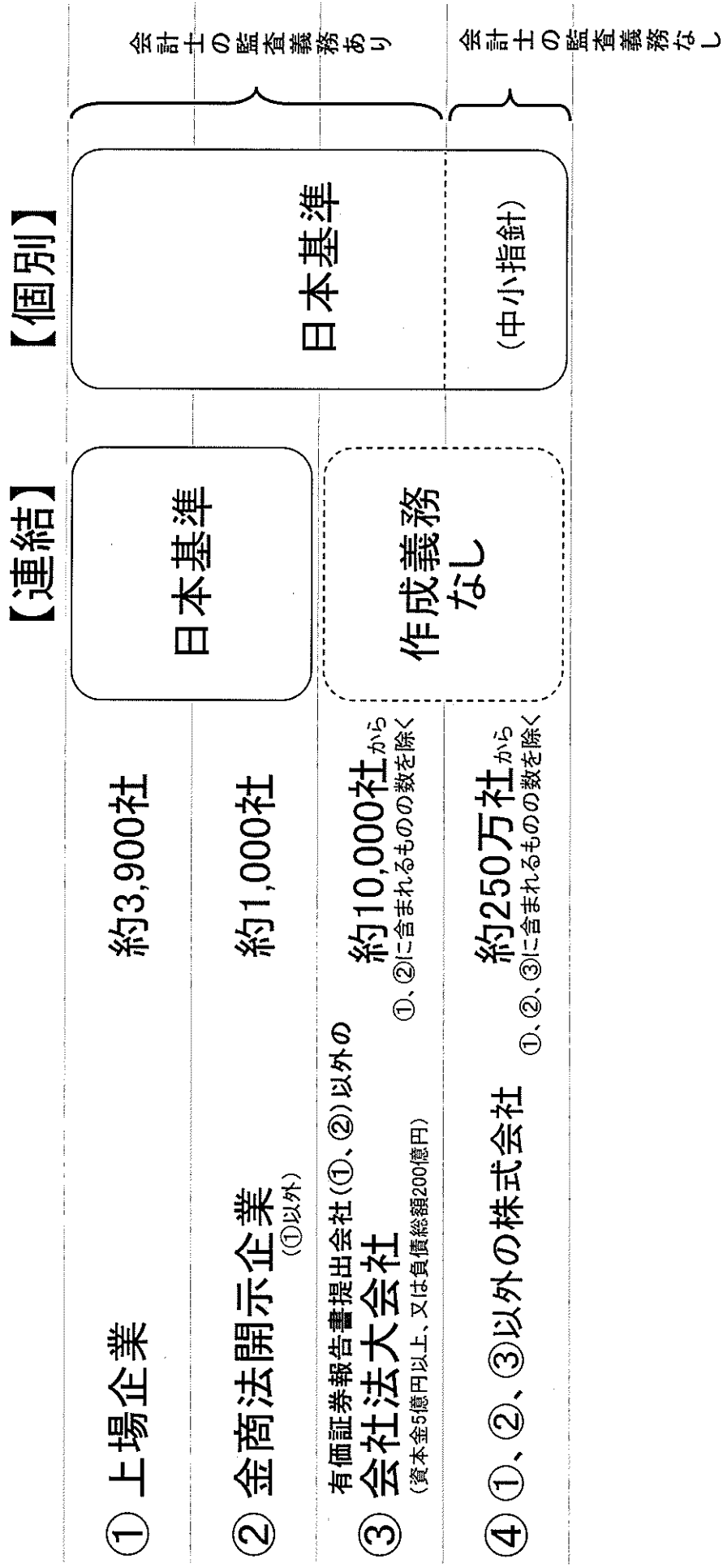
※3 IASBでのプロジェクトの呼称である。

金融商品取引法における「連結先行」の考え方



※ 単体と連結の整合性は維持。連結は、情報提供機能の強化と国際的な比較可能性の観点から、先行して改訂。

我が国企業のカテゴリ



主要国の開示財務書類（連結・単体）の会計基準（上場会社）

連結	IFRS を強制適用		IFRS の太宗又は一部を採用/ IFRS へ移行中	IFRS を採用して いない
	各国基準	IFRS と各国基準との 選択		
単体				なし
該当国	ドイツ（注1） フランス スペイン （注2）	オランダ イギリス （注4）	オーストラリア 香港（注3） イタリア （注5）	シンガポール（注6） 韓国（注7） 中国（注8） インド（注9） カナダ（注10） 米国

(注)

1. 白囲みを付した国については、単体財務諸表（監査済）を本国の取引所等で公衆縦覧していることが、EDINETで確認ができたもの。
2. 上記のほか、オーストリア、ベルギー、ハンガリー、ルーマニア、スウェーデンがある。
3. 単体財務書類について、イギリスは、貸借対照表、株主持分変動表のみ、香港は、貸借対照表のみをそれぞれ求めている。
4. 上記のほか、デンマーク、フィンランド、アイルランド、ルクセンブルグ、ポーランド、ポルトガル、スロベニア、リヒテンシュタイン、ノルウェーがある。
5. 上記のほか、ブルガリア、キプロス、チェコ、エストニア、ギリシャ、ラトビア、リトアニア、マルタ、スロバキア、アイスランドがある。
6. シンガポールは、一部を除き、IFRSを採用。
7. 韓国は、2011年までにIFRSを翻訳して採用する予定。
8. 中国は、一部を除き、IFRSを翻訳して採用。
9. インドは、2011年までにIFRSを採用予定。
10. カナダは、2011年までにIFRSを採用予定。

米国証券取引委員会によるロードマップ案の概要

- ・ 2008年11月14日(金)公表 (案の公表は、8月27日に議決)
- ・ 内容は、米国公開する米国企業に対し、国際会計基準(IFRS)の使用について
 - ・ 一部公開企業には、2009年度からの早期適用を容認
 - ・ その他公開企業への強制適用(2014年度から段階的)の是非を2011年に決定。
→本ロードマップ案は、そのための要件(マイルストーン)を提示。

2009年度財務報告からの早期適用

- 一部米国企業(注)に、2010年に提出される財務報告(=2009年12月期)に関し、IFRS使用の選択肢を付与。
(注) 各産業の時価総額上位20社(外国企業を含む)の大半がIFRSを使用している産業において、当該20社に入る米国企業。
- IFRS選択的適用の条件(本文では、以下2案を併記)
 - A. 適用時において、IFRS1号(IFRSの初度適用)の規定に従い、IFRSへの変更の影響(1年分)を開示する。
 - B. 米国基準に従った財務情報(非監査)を(移行時だけでなく)毎期、3年分記載する。
→規則案では、案Bを提案。

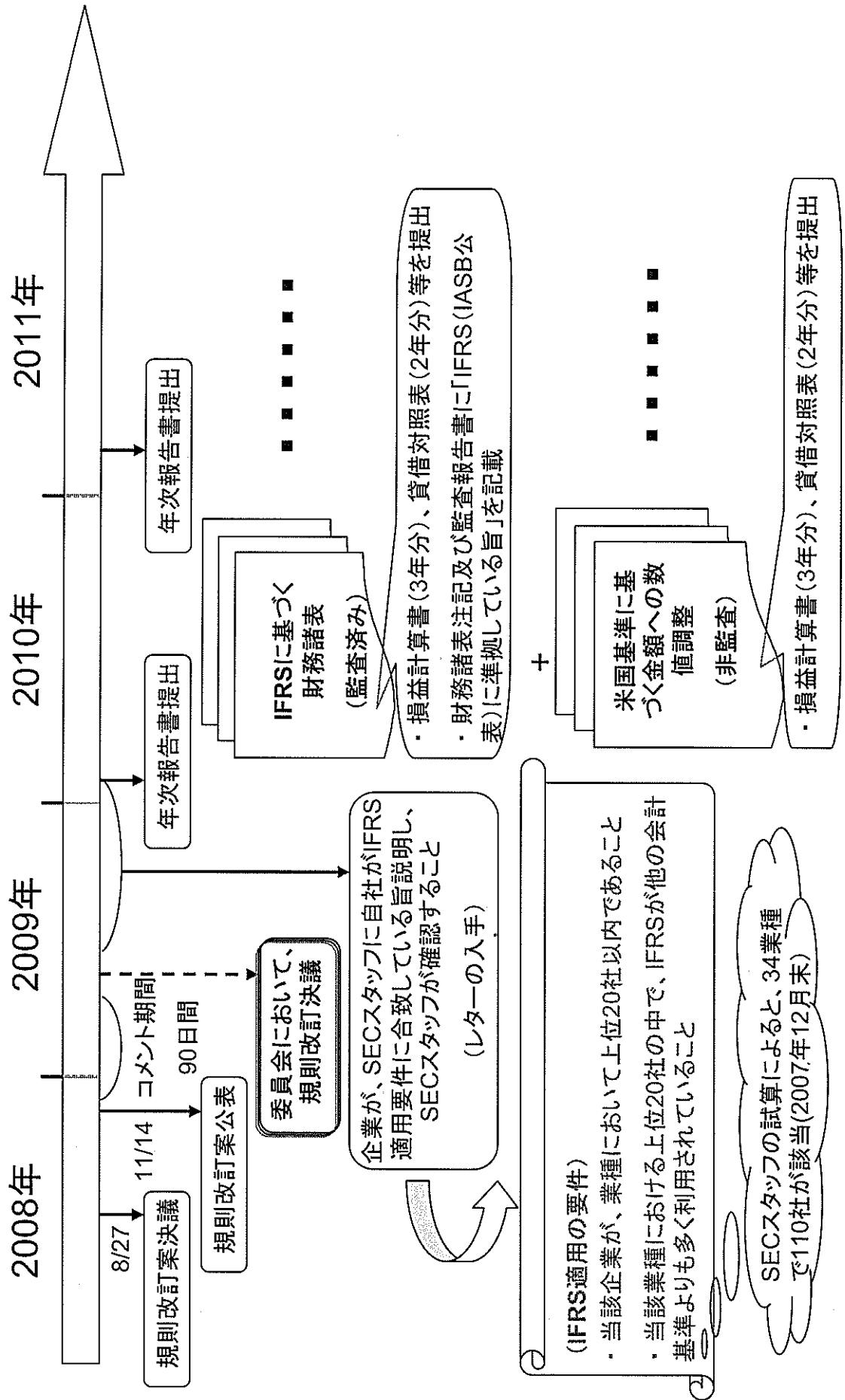
2014年以降の段階的な強制適用

- 2014年度からの段階的適用(注)を念頭に、米国企業に対する国際会計基準(IFRS)の使用の義務付けを行うかどうかを2011年に決定。
(注) 2014年～ 大規模早期提出会社(株式時価総額7億ドル以上)
2015年～ 早期提出会社(株式時価総額7500万ドル以上)
2016年～ その他公開企業
- その際、それまでの要件(マイルストーン)の進捗状況を踏まえて決定。
(注) IFRSの基準内容の改善、投資家や会計士等の教育・訓練、国際会計基準委員会財団(IASCF)のガバナンス・資金調達等
→なお、IFRS基準設定プロセスへの監視は、モニタリング・グループを通じて間接的なものになることに言及。

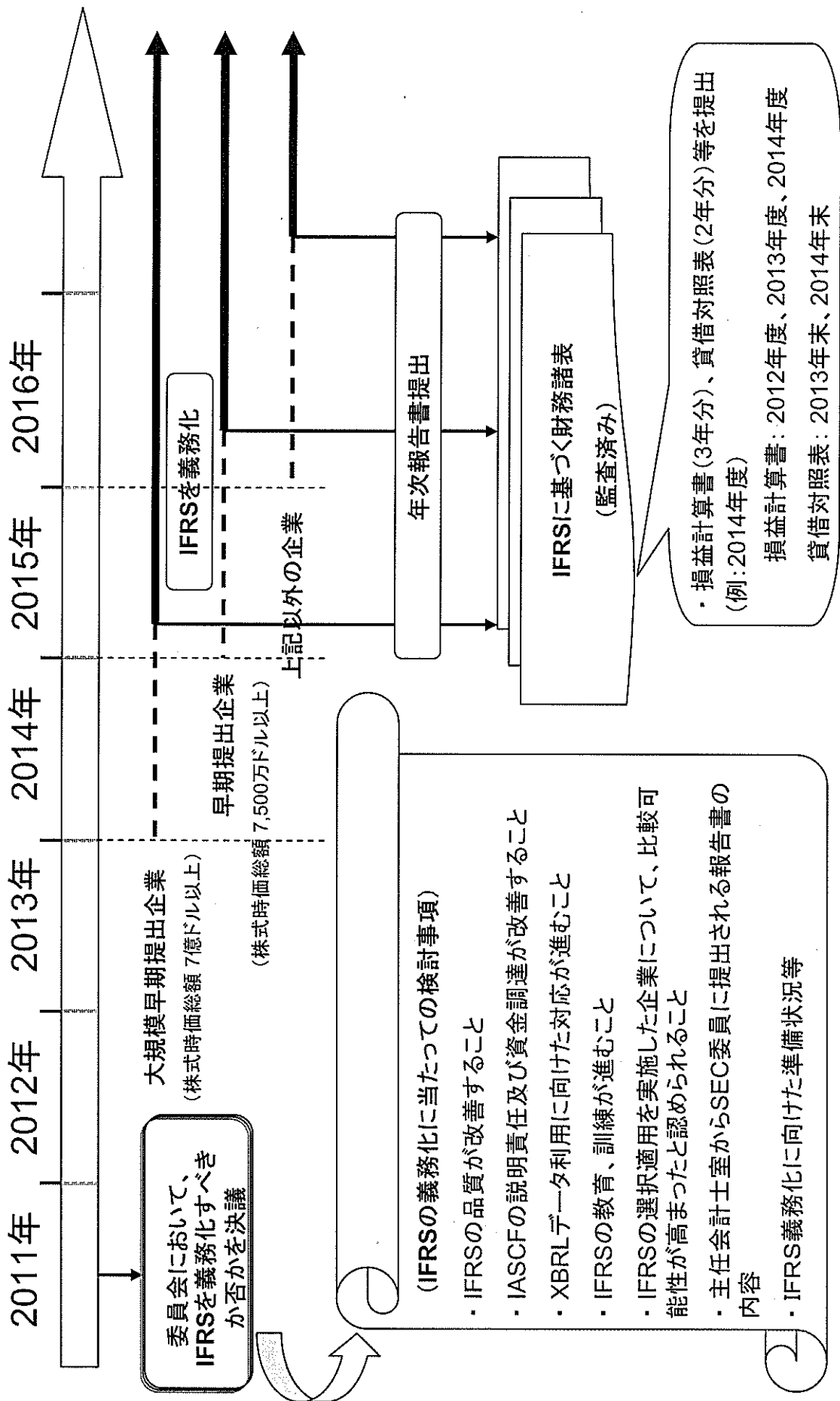
今後の予定

- コメント期間は、官報掲載後90日間(2月19日)

米国公開企業へのIFRSの容認に関する規則改訂(案)



米国公開企業へのIFRSの義務化に関する工程表(案)



米国における国際会計基準の選択適用(案)

1. 概要

2008年11月、米国証券取引委員会から米国企業に対して国際会計基準(IFRS)の選択適用を認める規則改訂(案)が公表された。規則改訂(案)で示されている要件等は、以下の通り。

- 企業が発行する普通株式の市場価格が、産業分類基準に基づいて区分された業種において、世界で上位20社以内であり、かつ、当該20社において、IFRSが他のどの会計基準よりも多く利用されていること。
- 上記要件を満たすことを証明するため、企業がSECスタッフに根拠書類を提出するとともに、「異論がない」旨のレターを入手すること(当該レターはウェブサイト公表され、3年間有効)。
- 選択適用をする場合、米国会計基準に基づく財務数値への数値調整(監査は不要)を公表すること。

2. 産業分類基準

規則改訂(案)で提示されている産業分類基準は、以下のうち、いずれかとされている。

① 公的に示されている基準

- ・ 北米産業区分システム(NAICS)における3桁のコード
- ・ 標準産業区分(SIC)における2桁のコード
- ・ 国際標準産業区分(ISIC)における「部門」レベルのコード

② 公的に示されていない基準

上記以外でも、以下のように、公表され、広く受け入れられているものは、使用可能。

- ・ 産業区分指標(ICB)における部門レベルの分類
- ・ 世界産業区分基準(GICS)における産業レベルの分類

(注)規則改訂(案)で示されている産業分類基準の概要は、以下の通り。

区分	内容
NAICS	1997年から使用されている米国の連邦統計局から公表されている区分。
SIC	1937年以降、利用されていた区分。1997年にNAICSに置き換えられたが、SECは産業分類において、引き続き、当該基準を利用。
ISIC	国連から公表されている区分。
ICB	Dow Jones及びFTSEから公表されている区分。
GICS	モルガンスタンリー・キャピタル・インベストメント及びS&Pから公表されている区分。

発行登録制度の利用適格要件

継続開示要件
(法5④一)

1 年間継続開示

(開示府令9の4②)

周知性要件
(法5④二)

上場又は店頭登録企業

+

・発行済株式の年あたり売買金額がともに100億円以上
・発行済株式の年平均時価総額 (開示府令9の4⑤一イロハ)

1394社

+

発行済株式の年平均時価総額が250億円以上
(開示府令9の4⑤一ニ)

1242社

+

社債券について2つの指定格付機関によるA格相当以上の格付の取得 (1つは既に発行された社債券であること) (※4)
(開示府令9の4⑤一ホ)

+

法令により優先弁済を受ける権利を保證されている社債券の発行実績 (※1)
(開示府令9の4⑤一ヘ)

+

社債券について2つの指定格付機関によるA格相当以上の格付の取得 (1つは既に発行された社債券であること) (※2) (※4) (開示府令9の4⑤三)

い
ず
れ
か

- (備考) 1. 投資証券に係る周知性要件は、上記の要件と同様である(※1・※2は除く。)(特定有価証券開示府令11条の3)。
 2. 外国債等に係る周知性要件は、①有価証券届出書を提出することにより発行した債券の券面総額が100億円以上であること、②債券について2つの指定格付機関によるA格相当以上の格付の取得することである(外国債等開示府令6条の3)。
 3. 「発行済株式の年あたり売買金額及び年平均時価総額がともに100億円以上」または「発行済株式の年平均時価総額が250億円以上」に該当する会社数は、1487社(東京証券取引所(一部、二部、マザーズ)上場会社を対象に、平成19年1月～12月の売買代金及び平成19年末の時価総額をもとに算出。)
 4. 格付要件については、金融審議会金融分科会第一部会報告(平成20年12月17日)において、「格付以外の要件に見直すことが適当である」とされている。

IASCF拠出金について

- ・IASCF

ザルム評議員会議長は、最終的には賦課金(Levy)方式が目標と明言。

- ・米国

現在は、寄附方式により拠出。

(なお、FASBの活動費は、サーベンス・オクスレー法に基づき上場企業等から徴収したAccounting Support Feeにより賄われている)

- ・英国

財務報告評議会(FRC)が上場企業からLevyを徴収して拠出。

- ・独・仏

寄附方式により拠出。

- ・日本

寄附方式により拠出。

将来的に例えば、上場企業等が財務会計基準機構の会員となることを何らかの形で担保し、その会費の中から賄うという意見がある。

金融危機を受けたIASBによる基準改訂(2008年)

米国	欧州
<p>9/28 議会が緊急経済安定化法案を提出 →米SECは、米国会計基準157号（公正価値測定方法）の適用を中止することができる（＝確認規定）</p>	
<p>9/30 米SEC・FASBスタッフが公正価値測定方法の明確化に関する文書を公表</p>	<p>10/4 英仏独伊首脳共同声明 10/7 EU経済・財務相理事会勧告 →EUの金融機関が国際的な競争相手と同じ基準が適用できるよう協力を要請</p>
<p>10/3 米FASBが公正価値測定方法の明確化に関する解釈指針案を公表</p> <p style="text-align: center;">市中協議</p>	<p>10/9 IASCF評議会が緊急的に通常のデュー・プロセスを省略して本件に対応することを支持</p>
<p>10/10 米FASBが上記を最終化</p>	<p>10/13 IASBが金融資産の保有目的区分の変更に関する基準変更を実施</p>

G20サミット首脳宣言(2008年11月15日)

麻生提案<抜粋>

1. 短期的な金融安定化策
 - 一 公正な価格評価と、信頼できる基準に基づいた不良債権の早期開示と、バランスシートからの切り離し。
2. 中期的な金融危機防止策
 - 一 各国の会計基準を収斂する作業が、国際会計基準審議会を中心に進められているが、この作業に、当局、企業、投資家等の関係者が関与することで、客観的な、かつ公正な基準作りが迅速に進められるべき。

首脳宣言<概要>

- 以下を各国財務大臣に対し要請。
- ・ 市場の混乱時において特に、複雑な証券についての、国際会計基準の見直し。

2009年3月31日までの行動計画

- ・ 会計基準設定主体は、市場の混乱時における、証券の価格評価のガイダンスを強化。
- ・ 会計基準設定主体は非連結特別目的会社のための会計及び開示の基準に関する脆弱性に対処。
- ・ 国際会計基準設定主体のガバナンスを更に強化。

中期的措置

- ・ 世界の主要な会計基準設定主体は、単一の、質の高い国際基準を創設。

金融・世界経済に関する首脳会合 宣言（骨子）

2008年11月15日 米国ワシントンDC

現在の危機の根本的な原因

- 高い経済成長、資本フローの伸び、長期にわたる安定が続いた間に、市場参加者はリスクを適正に評価せず、高利回りを求め、適切なデュー・デリジェンスを怠っていた。
- 脆弱な引受け基準、不健全なリスク管理慣行、複雑で不透明な金融商品及び過度のレバレッジがシステムを脆弱にした。
- いくつかの先進国では、政策立案者、規制・監督当局はリスクを適切に評価せず、金融の技術革新に追いついていなかった。
- 背後にある主な要素は、一貫性と調整の欠けたマクロ経済政策と不十分な構造改革などであり、これらが世界的マクロ経済上の持続不可能な結果を導いた。

とられた措置及びとるべき措置（略）

金融市場の改革のための共通原則

- 危機の再発を防止するため、金融市場と規制枠組みを強化する改革を実施。規制当局間の国際連携、国際基準の強化及びその一貫した実施が必要。金融機関もまた混乱の責任を負い、その克服のための役割を果たす。
- 以下の改革のための共通原則と統合的な政策の実施にコミット。

市場の透明性及び金融機関の説明責任の強化：

- － 複雑な金融商品に関する義務的開示の拡大、金融機関の財務状況の十分かつ正確な開示の確保を含め、金融市場の透明性を強化。
- － 過度のリスク・テイクを回避するようインセンティブを調整。

健全な規制の向上：

- － すべての金融市場・商品・参加者が、状況に応じて適切な場合は規制され、あるいは監督の対象となることを確保。
- － 強化された国際的行動規範に統合的に信用格付会社に対する強力な監督を実施。
- － 規制枠組みを景気循環に対してより効果的にする。
- － 国内規制制度に関する透明性の高い審査にコミット。

金融市場における公正性の促進：

- － 投資家・消費者保護を強化。
- － 利益相反を回避。
- － 不法な相場操縦、詐欺行為、濫用を防止。
- － 非協力的な国・地域から生じる不正な金融リスクへ対抗。

国際連携の強化：

- 各国・地域の規制当局が規制、その他の措置を整合的に策定するよう要請。
- 規制当局は、国境を越える資本フローを含め、金融市場のすべての部門において、協調と連携を強化。
- 規制当局等は、優先課題として危機の予防・管理・破綻処理のための連携を強化。

国際金融機関の改革：

- 世界経済における経済的比重の変化を適切に反映するようブレトン・ウッズ機関の改革推進にコミット。
- 最貧国を含め新興国・途上国がより大きな発言権と代表権を持つ。
- 金融安定化フォーラム（F S F）は加盟国を新興国に早急に拡大。

閣僚及び専門家への指示

- 財務大臣に対し、G 2 0 指導国（伯、英、韓）の調整により、原則実施のプロセス及びスケジュールの開始を指示。
- 2009年3月31日までに完了すべき優先的措置を含め、原則実施のための具体的措置のリストが添付の行動計画。
- 他の国・地域や既存の機関と協議し、専門家の提言も踏まえ、財務大臣に対し、以下の分野を含む追加的な提言の策定を要請。
 - 規制政策における景気循環増幅効果の緩和。
 - 市場混乱時の複雑な証券についての国際会計基準の見直しと調整。
 - 信用デリバティブ市場の強靱性と透明性の強化及びシステムミック・リスク軽減。
 - リスク・テイクと技術革新へのインセンティブに関連する報酬慣行の見直し。
 - 国際金融機関の権限、ガバナンス及び資金需要の検討。
 - システム上重要な機関の範囲を定義し、その適切な規制・監督の決定。
- 我々は、金融システム改革におけるG 2 0の役割にかんがみ、今次原則と決定の実施をレビューするため、2009年4月30日までに再び会合する。

開放的な世界経済へのコミットメント（略）

（了）

首脳宣言の行動計画のポイント

「行動計画」は、首脳宣言の添付文書として、首脳から財務大臣に指示された47項目の行動をまとめたもの。2009年3月末までの当面の措置と、中期的措置に分けて列記されている。行動計画の構成及び主要項目は以下のとおり。

市場の透明性及び金融機関の説明責任の強化

○2009年3月末までの当面の措置

- ・ 市場混乱時における証券化商品等の評価に関するガイダンスの強化
- ・ 非連結特別目的会社の会計・開示基準の見直し
- ・ 複雑な金融商品に係る、金融機関による開示の強化
- ・ 国際会計基準設定主体におけるガバナンス強化
- ・ ヘッジファンド等に関する統一的なベスト・プラクティスの提案

○中期的措置

- ・ 単一の、質の高い国際会計基準の創設に向けた作業
- ・ 質の高い会計基準の一貫した適用確保
- ・ 国際的なベスト・プラクティスに基づいたリスク開示の強化

健全な規制の向上

規制枠組み

○2009年3月末までの当面の措置

- ・ プロシクリシティ緩和のための提言策定

○中期的措置

- ・ 規制体系の見直し・報告、FSAPの実施
- ・ 銀行・証券・保険間の規制の相違の見直し、現状規制されていない機関・商品・市場に対する監督強化
- ・ 破綻処理制度、破産法制の見直し
- ・ 自己資本の定義の調和

健全性に関する監督

○2009年3月末までの当面の措置

- ・ 格付会社による国際的な規範の遵守の確保（利益相反の回避、開示の強化、複雑な証券化商品に対する格付の区別）
- ・ 格付会社による規範の遵守状況のレビュー
- ・ 十分な資本水準の確保。証券化商品や証券化業務に関する資本要件の強化。
- ・ CDS及びOTCデリバティブ取引のシステミック・リスク軽減（取引所取引・電子取引基盤の支持、市場の透明性向上、取引増大へのインフラ対応）

○中期的措置

- ・ 公開格付を付与する格付会社に対する登録制の導入
- ・ 国際的に調和した流動性監督、中銀による流動性供給

リスク管理

○2009年3月末までの当面の措置

- ・ 国際的なベスト・プラクティス強化に沿った銀行のリスク管理の強化
- ・ 流動性リスク管理の見直し

- ・ 集中リスク、カウンター・パーティー・リスクの適切な把握
- ・ ストレスに対するリスク管理モデルの見直し
- ・ ストレス・テスト・モデルの見直し
- ・ 報酬体系の見直し
- ・ 証券化商品及び証券化業務に関する有効なリスク管理及びデュー・デリジェンスの実施

○中期的対応

- ・ 金融市場・金融商品の発展・技術革新への対応
- ・ 資産価値の変化及びそのマクロ経済・金融システムへの影響の監視

金融市場における公正性の促進

○2009年3月末までの当面の措置

- ・ 当局間の規制上の協力強化
- ・ 市場の安定への脅威に関する情報交換の促進
- ・ 市場における不正行為に係る規制の見直し、国際協力の強化

○中期的措置

- ・ 不正な金融活動を行う非協力的で不透明な地域からの国際金融システムの保護
- ・ FATFのマネーロンダリング、テロ資金に対する作業の継続
- ・ OECD等における税務情報交換の取組みの継続

国際連携の強化

○2009年3月末までの当面の措置

- ・ 国境を越えて活動する大手金融機関に対する監督カレッジの設立
- ・ 包括的なコンタクト・リストの作成等、国際的な危機管理体制の強化

○中期的措置

- ・ 会計基準、監査、預金保険等の規制実務の統一化に向けた情報収集
- ・ 市場の安定・信頼回復のための一時的な措置の適切な解消

国際金融機関の改革

○2009年3月末までの当面の措置

- ・ 金融安定化フォーラム(FSF)のメンバーシップ拡大
- ・ IMFとFSFとの協働と機能強化
- ・ FSFとの連携の下、IMFによる危機の教訓の整理
- ・ IMF、世銀等の国際金融機関の資金基盤のレビュー、必要に応じた増資と加盟国のニーズに合った融資制度の見直し
- ・ 新興市場国・途上国の信用へのアクセスの回復
- ・ 国際開発金融機関による支援の仕組みの確保

○中期的措置

- ・ 世界経済の経済的比重の変化をより適切に反映したブレトンウッズ機関の抜本的改革
- ・ IMFによる各国金融セクター監視の強化
- ・ IMF等による新興市場国・途上国のための規制の策定・実施の能力構築プログラムの提供

金融危機をうけた基準設定主体の対応等

2008年4月 金融安定化フォーラム（FSF）報告書

- 国際会計基準審議会（IASB）に対し下記を要請
 - 市場が活発でない状況における金融商品の測定に関する指針を充実する。このため、IASBは専門家の助言パネルを設置すること。
 - 公正価値の測定及び測定に当たって用いられた手法、及び不確実性の開示を充実するよう、基準を強化すること。
 - 早急にオフバランスシート事業体に関する会計及び開示の基準を改良させるとともに、国際的なコンバージェンスに向けて他の基準設定主体と協力すること。

2008年4月 G7声明

- FSF報告書を支持し、早期実施を勧告

2008年10月 FSF報告書（フォローアップ）

- 再度迅速な対応を要請

FSF報告書を受けたIASBの対応

- オフバランスシート事業体についての円卓会議を開催。連結については2008年内、認識の中止については2009年前半までに公開草案を公表予定。
- 公正価値の測定等に関する専門家の助言パネルを設置。9月に当該パネルの議論を取り纏めた報告書案を公表。10月には教育的指針を公表。
- 金融商品の開示につき、10月に公開草案を公表。
- IASBと米国財務会計基準審議会（FASB）は、下記の共同取組を発表。
 - 諮問グループの設置。
 - 世界3拠点での円卓会議の開催。
 - 金融商品会計における長期的な協力。

2008年11月 G20首脳宣言・行動計画

- 2009年3月31日までの行動計画
 - 金融機関の複雑な金融商品の義務的開示を強化すること。
 - 市場の混乱時における、証券の価格評価のガイダンスを強化すること。
 - 非連結特別目的会社のための会計及び開示の基準に関する脆弱性に対処すること。
 - 国際会計基準設定主体のガバナンスを更に強化すること。
- 中期的措置
 - 世界の主要な会計基準設定主体は、単一の、質の高い国際基準を創設すること。

国際会計基準審議会(IASB)と米国財務会計基準審議会(FASB)

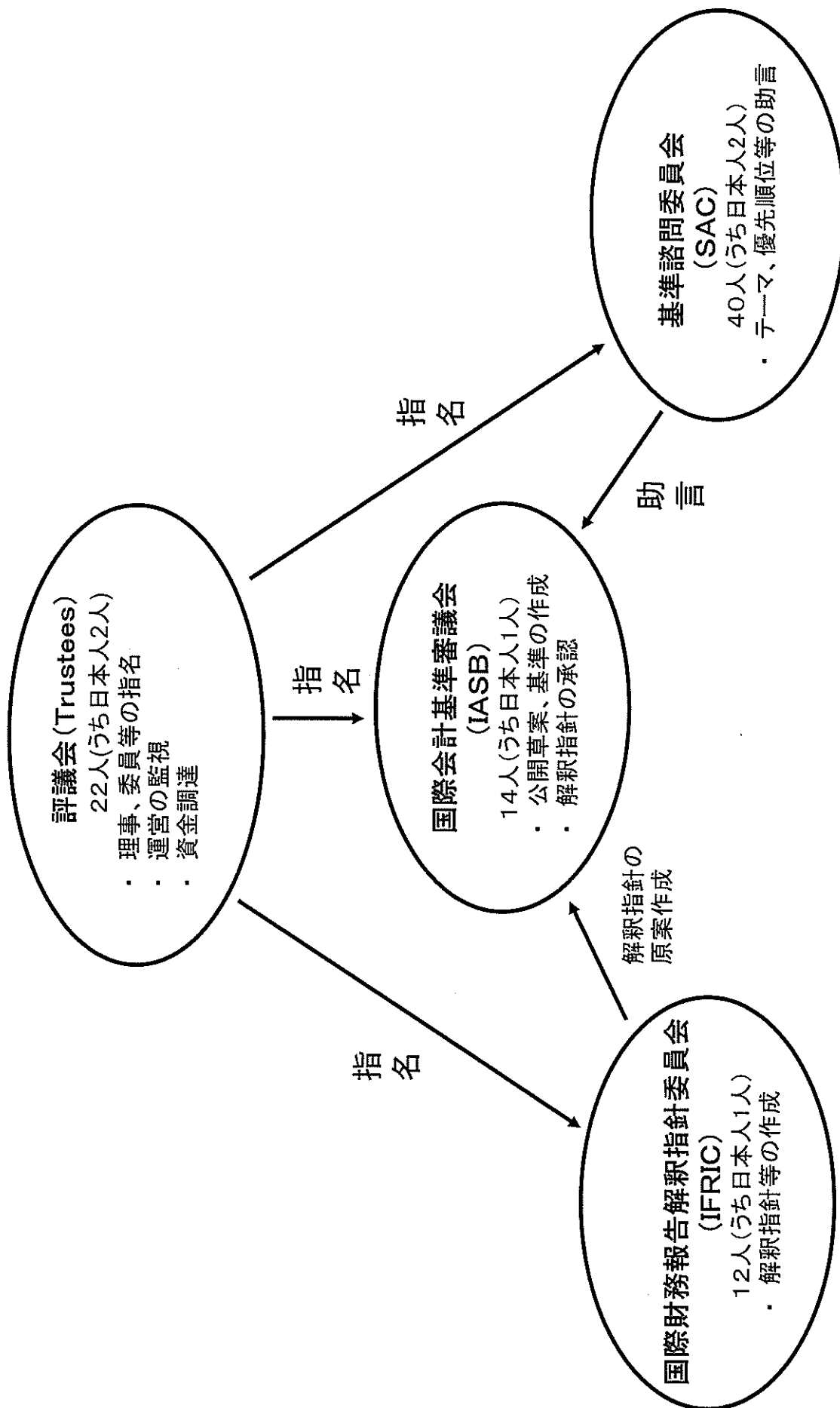
金融危機に対応した円卓会議

- 金融危機を受けた IASB と FASB が共同で行なう取り組みの一環。
 - 金融危機を受け、IASB と FASB は共同の取り組みを加速するべく、下記を公表。(10/20)
 - ◇ ハイレベル諮問グループの構築。
 - ◇ 世界円卓会議の開催。
 - ◇ 金融商品会計に関する長期的な解決法の協働。
 - ロンドン(11/14)、米国ノーウォーク(11/25)、東京(12/3)の世界三拠点で開催。
 - IASB 及び FASB の両ボードが幅広い関係者から現在の会計基準に対する意見を求めるもの。
 - 会議参加者は、各国当局、会計士協会、監査法人、金融機関等。

- 会議では、金融商品会計に関する個別論点について議論。
 - 主な論点。
 - ◇ 公正価値オプション
 - ◇ 信用リスクと関連する金融商品の会計
 - ◇ 金融商品の減損会計
 - 特に緊急(年内に解決)を要する問題は示されず。
 - IASB-FASB は 12 月中に内容についてのレポートを公表予定。

以上

国際会計基準委員会財団 (IASCF)



商法（会社法）会計について

平成20年10月23日
法務省民事局

第1 商法（会社法）改正の主な経緯 ～ 計算関連規定 ～

- ・ 明治32年 新（現行）商法制定
- ・ 昭和49年 商法一部改正，商法特例法制定
会計監査人制度，「公正ナル会計慣行」の斟酌規定の創設等
- ・ 平成10年「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」（大蔵省・法務省）
- ・ 平成11年 商法一部改正
時価会計制度の導入等
← 「金融商品に係る会計基準」等との整合性を確保する。
- ・ 平成14年 商法一部改正
計算関係規定の省令委任の範囲の拡大等
← 商法会計の変更について機敏な対応を可能とする。
- ・ 平成17年 会社法・会社計算規則制定
資産評価規定の簡略化，分配可能額の算定基準の設定等
← 企業会計との連携を進めつつ，分配可能額の算定規定を緻密化する。

第2 商法（会社法）会計における現行の計算規定の構造

- 情報提供機能という観点からの計算書類の作成については，企業会計の慣行を尊重し，会社法における必要最低限の規定にとどめる。
- 配当規制（債権者保護機能ないし債権者と株主との利害調整機能）については，計算書類を基礎としつつ，会社法独自の観点から，分配可能額の算定の規定を設ける。

第3 国際財務報告基準（IFRS）の導入等に関する議論の商法（会社法）会計への影響

- 特に分配可能額の算定の在り方との関係について
いわゆる連結先行論，連単分離論
単体についての強制適用論，選択適用論
- 会計基準設定主体の役割
- 中小企業の会計に関する指針等の役割

資料

商法と企業会計の調整に関する研究会報告書

(平成一〇年六月一六日)
大蔵省・法務省

はじめに(開催の経緯等)

我が国の企業会計制度は、企業の多角化、経済社会環境の変化等に対応して、逐次整備・改善が行われてきたところであるが、最近の金融証券市場のグローバル化、金融商品の多様化等を踏まえ、会計基準の一層の整備が望まれているところである。

平成八年十一月、内閣総理大臣から、金融システム改革に関して二〇〇一年までに改革が完了するプランをできる限り早急にまとめるよう、大蔵大臣及び法務大臣に対し指示があった。総理指示の改革の重要事項には、「ディスクロージャーの充実・徹底」及び「会計制度の国際標準化」が含まれている。これを受けて、企業会計審議会では、公正・透明な市場の発展に資するため、国際的にも遜色のない企業会計・ディスクロージャー制度の整備に向けて精力的な審議が進められている。

平成九年六月に、企業会計審議会から、「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」及び「金融商品に係る会

計処理基準に関する論点整理」が取りまとめられ公表された。これらの意見書では、経済社会環境の変化等に応じ、連結財務諸表作成手続の抜本的見直し、金融商品の時価評価の導入と

いった、現行の会計基準の大幅な見直しが提言された。その中で、時価評価の導入及び税効果会計の採用については、商法の原価主義、利益計算上の取扱いとの調整を行う必要があるとの提言がされている。

このような背景のもと、企業会計審議会の提言を踏まえ、法務省(法務大臣官房参事官)と大蔵省(証券局企業財務課長)が共同で、商法学者、会計学者及び実務家の参加を求め、商法と企業会計の調整に関する研究会(座長 江頭憲治郎 東京大学教授)を開催することとした。

本研究会は、平成九年七月から七回にわたって開催され、時価評価の導入及び税効果会計の採用を中心に商法と企業会計との調整を図るべき事項について検討を行ってきたが、今般、一応の区切りとして報告書を取りまとめることとした。

I 商法と企業会計との関係について

1 商法及び企業会計による会計目的

証券取引法における会計目的は、公開会社を対象として、投資家に投資情報を提供する機能が中心といわれている。この情報提供機能の観点からは、適正な会計処理を通じて企業の財政状態及び経営成績を明らかにすることが必要である。

一方、商法における会計目的は、公開会社のみならず非公開会社を含むすべての会社を対象として、債権者と株主の利害調整機能又は債権者保護を中心としていると一般にいわれている。

しかし、これと並んで株主に対する情報提供機能も重要な目的の一つとされており、財産計算のみならず期間損益計算が一層重視されるようになってきたと考えられる。この面では、商法の会計目的は、多数の株主が存在する公開会社に関する投資家に対する証券取引法の情報提供機能と実質的に同一の役割を担っていると考えられる。

情報提供機能は両者に共通するといふ観点において、企業の財政状態及び経営成績を表す基礎となる利益計算に違いが生じることが利害関係者の判断を誤らせる虞がある。また、商法における債権者保護の観点からも、配当可

能利益が恣意的に操作されることを排除するため、利益計算が公正な会計処理を通して適正に行われることが望ましいと考えられる。

したがって、公開会社を対象とする証券取引法と非公開会社を対象に含む商法では、要求される情報について差異があるとしても、財産計算及び利益計算は基本的に一致するように調整が図られてきたところである。

(注) 公開会社とは、上場会社、店頭登録会社、有価証券の公募・売出し等を行った会社で、証券取引法の適用を受け有価証券報告書を開示している株式会社を想定している。

2 商法計算規定と会計基準の位置づけ

企業会計原則の前文では、「法令によって強制されないでも、すべての企業が従わなければならない基準」と謳われており、企業会計原則を初めとする企業会計審議会が設定した会計基準は、我が国の会計実務において一般に公正妥当と認められる会計慣行として広く根づいている。また、商法においては、「総則」及び「会社の計算」において計算規定等が定められており、その中で、第三二条第二項の「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」との斟酌規定の解釈上、企業会計原則は、「公正ナル会計慣行」の中心をなすも

委員名簿

(座長)	江頭憲治郎	東京大学教授
(委員)	岩原 紳 作	東京大学教授
	大塚 宗 春	早稲田大学教授
	大神 田 秀 樹	東京大学教授
	岸 田 雅 雄	神戸大学教授
	齋 藤 静 樹	東京大学教授
	関 哲 夫	新日本製鐵常務取締役
	南 光 雄	公認会計士
	森 本 滋	京都大学教授
	菊 池 洋 一	法務省法務大臣官房参事官
	三國 谷 勝 範	大蔵省証券局企業財務課長

のと解されている。

さらに、これまでも企業会計審議会の答申及び意見書が商法の計算規定等の改正に逐次反映されるとともに、商法の計算規定の改正に合わせ企業会計原則が改訂され、商法における計算規定と企業会計との相互調整が図られてきたという経緯がある。このような経緯から、商法における計算規定と企業会計とは相互に密接に係り、両者が相まって我が国の会計実務が形成されてきたと考えられる。

3 商法における計算規定と配当規制の關係

商法には、商人一般に関する計算規定として、第三二条、第三三条、第三四条が置かれており、株式会社については、これらのほか第二八五条ノ二以

下において、資産評価、繰延資産、法定準備金等に関する規定が置かれている。このうち資産評価規定は、第二九〇条第一項が貸借対照表上の純資産額を基礎に配当可能利益額を算定する構造をとっていることから、配当可能利益計算すなわち配当規制の中核となっている。

しかし、配当規制は、主として債権者保護あるいは債権者と株主との利害調整機能という商法の役割からの規制である。そこで、配当規制の方法としては、いろいろなものがありうるし、また貸借対照表上の純資産額を配当規制の基礎とするにせよ、個々の資産評価をどのような方法(時価法、原価法等)により行うかが、配当可能利益額の算定に必ずしも直結するわけではない。したがって、商法で個々の資産の評価をどのような方法により行うかという問題と、配当可能利益額をいかに算定するかという問題は、分けて考えうる事柄ではないかと考えられるので、まず、会計処理方法としての適否の観点から資産評価規定を検討し、その上で、配当規制の観点からの問題の有無を検討していくことが適当であると考えられる。

II 金融商品に対する時価評価の導入

1 時価評価の必要性

有価証券、デリバティブといった金融商品の多様化、価格変動リスクの拡大、取引の国際化等の状況下において、金融商品を原価評価する会計基準の下では、財務活動の実態が財務諸表に適切に反映されておらず、投資家にとって投資対象のリスクとリターンの早期把握が困難になってきているとの指摘がある。また、企業側においても、企業自身のリスク管理の徹底及び財務活動の成果の確かな把握に際し問題があると考えられている。さらに、我が国企業の国際市場での資金調達及び海外投資家の我が国証券市場での投資の活発化という状況の下で、財務諸表等の会計情報は国際的観点から比較可能性が強く求められており、デリバティブ等国際的レベルでの金融商品取引に関し、我が国の会計基準の国際的調和が喫緊の課題となっている。

られる。

このため、金融商品の属性に応じて、企業の財政状態を適切に表示し財務活動の成果を反映させる観点から、企業の保有する金融商品に内在するリスクとリターンを的確に財務諸表に反映させるために時価評価を導入する必要が生じてきている。これらの必要性は単に企業会計上の要請に止まるものではない。例えば、評価損益が企業の収益力や負債の返済能力に影響することも考えられ、時価の変動を適時に顕在化させていくことは、商法における債権者保護の観点からも重要な要請ではないかと考えられる。したがって、商法においても金融商品の時価評価が導入されることが望ましいと考えられる。

2 金融商品の時価評価を行う会社の範囲

金融商品の時価評価は、上記のとおり、企業の財政状態及び経営成績をより適正に表示することを目的としており、その観点からは、会社の規模により時価評価の必要性に違いが生じることは考えられない。したがって、基本的には、すべての会社に同一の評価基準が採用されることが望ましいと考えられる。

しかしながら、利害関係者が限定されている非公開会社の場合には原価評価によっても情報提供機能が損なわれ

ない場合も多いのではないかと考えられること、また、金融商品の取引や保有が少なく、時価評価を行ってもその評価損益の重要性が乏しい会社もあるのではないかと考えられることなどから、このような会社にまで時価評価を強制しなくても、商法の法益の観点から弊害は乏しいのではないかと意見もある。他方、投資家保護の観点からより統一的な会計処理が求められる公開会社については、会計基準に則った時価評価を強制することが必要と考えられる。したがって、証券取引法上の開示において時価評価が強制された公開会社については、商法に時価評価を行う会社の範囲についての明文規定を置かない場合にも、公正な会計慣行が斟酌されることにより商法上も時価評価を行うこととなると解することが適当である。反面、中小会社等に対しては、時価評価を行わないことが直ちに違法となることとならないよう、実務に配慮した検討が進められる必要がある。

3 時価評価の対象とする金融商品
 どのような金融商品について時価評価を行うかという問題は、具体的には、企業会計審議会において会計基準として明確化することが適当である。現行の商法の計算規定においては、流動資産、金銭債権及び有価証券(株式、債券)について評価規定が置かれ

ており、これらについて時価評価に関する規定を置く必要があるのではないかと考えられる。

また、デリバティブについても、その価値は時価そのものであり、時価の変動をとらえて取引を行うものが大半である等の理由から、企業会計審議会において、会計基準として時価評価を明確化することが適当である。個々のデリバティブについて、それぞれどのような法的性質を有しているのかについては種々の議論もあるが、デリバティブが今後も多様化していく状況にあつては、デリバティブの属性を一義的に定めることはなかなか困難な問題であると考えられる。むしろ、商法上デリバティブの会計処理については、特別の規定を設けず、第三二条にいう公正な会計慣行、具体的には企業会計における会計基準を斟酌して対応するものとして差し支えないのではないかと考えられる。

4 時価評価差額と配当規制
 (1) 時価評価差額の取扱い

金融商品の時価評価を行った場合に生じる評価差額については、企業会計上、これを損益計算に含めるものと貸借対照表の資本の部に何らかの項目をもって直接掲記するものとに区別する考え方があつた。前者については、一般的な配当規制の問題として今後検討する必要があるが、後者の会計処理方法

については、さらに、利益処分や準備金等としての位置づけなど多岐にわたる論点を現行商法上どのように整理するのかという問題がある。

このような多岐にわたる論点、例えば、現在の純資産額を基礎とした配当可能利益の計算方法との関係、配当規制の当否や規定方法等の基本的な問題については、企業会計審議会の会計基準が明らかにされたうえで、今後、商法の考え方を確立していくことが必要である。

(2) 配当規制の考え方

商法の債権者保護の役割の観点からは、評価益をすべて配当可能利益とするには問題があるとの考え方があつた。したがって、時価評価の対象となる資産の範囲により配当規制を行うことの当否について検討することが必要となるものと考えられる。

配当規制については、時価評価の対象となる資産が換金性の高い流動資産等であつて企業の期間業績として捉えらるべき評価損益の範囲内で時価評価が行われるならば、商法上、当該評価損益について配当規制を行わない(評価損益・評価損ともに配当可能額計算に反映される)こととしても、その弊害は乏しいと考えることができるのではないかと意見がある。

他方、上記の資産以外の評価益は配当可能利益に含まれないものとする商

法上の配当規制を、時価評価の対象となる金融商品の範囲が企業会計審議会において定められ、商法が直接定める制度の下で敷くことは、立法技術上困難であるとの意見がある。

また、平成九年に銀行及び証券会社のトレーディング勘定の時価評価が導入された際には、トレーディング勘定に含まれる評価損益をネットして評価益がある場合にこれを配当規制するとの考え方が採られている。このようなことから、当面は、評価損益をネットした評価益部分について配当規制を行うという考え方もあつた。

III 税効果会計の採用

1 税効果会計の必要性

(1) 企業会計と税務計算の差異
 企業の利益は商法(企業会計)の手続きを経て算出されるが、税務上の課税所得計算においては企業会計とは異なる課税所得計算が行われるものがあることから、課税所得と企業会計上の利益とに差異が生じる。

課税所得が企業会計の利益と異なる要因は、大きく分けて、(a)収益や費用の概念は同一であるが損益の帰属期間の認識が違つたものと、(b)収益や費用の概念自体に違いがあるものがある。

(a)としては、減価償却費(耐用年数や償却方法の違い)、引当金の繰入れ(損金算入額の制限)、貸倒損失(事

実認定時点の違い)、特定の資産売却益(圧縮記帳による課税の繰延べ)等がある。これらは、費用・収益の認識時期が一時的にズレるものであるため、一時差異といわれている。

(b)としては、税務上損金とならない交際費、寄付金、役員賞与等及び税務上益金とならない受取配当金等がある。これらは、その違いが永久に解消されないことから、永久差異といわれている。

(2) 税効果会計の必要性

法人税等は基本的には企業の期間利益を課税対象としているが、上記(b)の要因は期間利益とは関係しない課税であるので、その課税額は企業会計上も課税された期間に係る税額であり、特段の調整の必要性はない。

一方、(a)の要因による税金の帰属時期の差異は、企業会計上、「将来の期間利益に対応すべき税額で当期に支払うべきもの」及び「当期の利益に対応すべき税額で将来支払うもの」を生じさせる。したがって、これらの税額を調整しないと、法人税等の額が税引前当期純利益と期間的に対応せず、税引前当期純利益と税引後当期純利益の関係を歪めることにより、投資情報としての企業の当期利益の的確な把握が阻害されるとともに、適正な期間比較、企業間比較が困難となるという問題が指摘されている。また、実体的な影響として、例えば、有税による貸倒償却

や引当金の繰入れを阻害するインセンティブになっているとの指摘もある。なお、この(a)の要因による差異は、現在でも相当の額になっていると思われるが、今後各年度の損金算入額が引き下げられる場合にはますます増大していくことが考えられる。このような問題を解消する手段として、一時差異に係る法人税額の期間帰属を企業会計に合わせることで、企業会計上の利益が適正に表示されるよう調整する税効果会計の採用が必要である。

税効果会計は、米国、英国、ドイツ他諸外国においても広く採用されているが、我が国では、企業会計上、連結財務諸表原則で税効果会計を適用することが規定されているものの個別財務諸表には適用されていないので、個別財務諸表においてもこれを採用することが必要である。また、法人税額等に一時差異が発生することは商法本来の問題ではないが、税効果の調整は商法においても望ましいのではないかと考えられる。

2 繰延税金資産及び繰延税金負債の貸借対照表能力

税効果会計の実務においては、損益計算書において一時差異に係る法人税額を納付税額に加減して当期利益を計算するとともに、当該調整額を貸借対照表の資産又は負債に計上する。その際、前払税金に相当する「将来の期間利益に対応すべき税額で当期に支払う

べきもの」と未払税金に相当する「当期の利益に対応すべき税額で将来支払うもの」とをネットし、その残高が借方にあるときは「繰延税金資産」の項目で貸借対照表の資産の部に計上され、また、貸方にあるときは「繰延税金負債」の項目で貸借対照表の負債の部に計上される。

企業会計においては、繰延税金資産は前払税金に相当する税金を将来減少させる効果があり、繰延税金負債は未払税金に相当する税金を将来増加させる効果があると認められることから、一般的に資産性・負債性があると考えられており、すでに、連結財務諸表作成に当たっては税効果会計に適用することとされている。ただし、個別財務諸表においては税効果会計が適用されていないことから、商法上も繰延税金資産及び繰延税金負債を貸借対照表に計上することは行われていない。

今後、商法の計算書類も含め個別財務諸表において税効果会計を採用することとする場合には、まず、連結財務諸表のみならず個別財務諸表を含め、企業会計上の基準を明確化することが必要である。企業会計上の税効果会計に関する会計基準において、繰延税金資産及び繰延税金負債が法人税等の前払税金又は未払税金として資産性・負債性があることが明確にされるならば、商法上も公正な会計慣行を斟酌する立場から、企業会計上の基準と同様

に、これらを貸借対照表に計上することができると解される。

3 税効果会計を適用する会社の範囲

企業会計上税効果会計が採用され、繰延税金資産及び繰延税金負債の資産性・負債性が明らかにされた場合には、すべての会社において、商法上も基本的にはこれらを貸借対照表に計上することが適当ではないかと考えられる。この点については、前述した金融商品の時価評価を行う会社の範囲と同様、公開会社については商法上も税効果会計の適用が強制されると解することが適当と考えられる。

4 配当規制

繰延税金資産及び繰延税金負債の性格について、会計基準と同様に、商法上も法人税等の前払い又は未払いとして通常の資産・負債と変わらないと解釈されるならば、特に配当規制を行う必要はないのではないかと考えられる。

おわりに

本研究会では、ひとまず、金融商品の時価評価の導入及び税効果会計の採用の問題について、商法と企業会計の調整についての検討結果を取りまとめ、今後さらに商法及び企業会計において調整を図ることを検討することが必要となる問題が生じた場合には、必要に応じて商法と企業会計の調整について検討していくことが望まれる。